



YAMANASHI

令和7年度～令和11年度

第2次山梨県再犯防止推進計画

令和7年3月
山 梨 県

目 次

第1章	計画の策定に当たって	1
1	計画策定の趣旨	
2	計画の位置づけ	1
3	計画の期間	
第2章	再犯防止を取り巻く状況	2
1	国における第2次再犯防止推進計画の方向性施計画	2
2	本県における犯罪の発生状況	4
3	矯正施設に関する入所者等の状況	5
4	更生保護に関する状況	7
5	再犯防止の推進に関する県民の意識	9
6	第1次計画での課題と第2次計画の方向性	10
第3章	計画の基本的な考え方	12
1	目指すべき姿	12
2	基本方針	12
3	施策の体系	13
4	推進体制等	14
第4章	具体的な施策	15
基本方針1	県民の理解促進・関心の醸成	15
(1)	再犯防止に対する県民の理解促進	15
基本方針2	立ち直りに向けた効果的な支援の充実	21
(1)	就労・住居の確保	21
(2)	保健医療・福祉サービスの利用促進	26
(3)	学校等と連携した非行の防止及び修学支援	32
(4)	特性に応じた効果的な支援の実施	36
基本方針3	関係機関等との連携強化	39
(1)	国・市町村・民間団体等との連携強化	39

資料編

42

○ 再犯の防止等の推進に関する法律	43
○ 国における再犯防止推進計画（概要）	49
○ 国の機関の取り組み	50
○ 山梨県再犯防止推進会議設置要綱	58
○ 山梨県再犯防止推進関係相談窓口	60

コラム一覧

“犯罪をした者等”とは・・・・・・・・・・	3
“社会を明るくする運動”とは・・・・・・・・	17
“山梨県保護司会連合会”の取り組み・・	18
“山梨県更生保護女性連盟”の取り組み・・	20
“NPO法人山梨県就労支援事業者機構”の取り組み・・	24
“山梨以徳会”の取り組み・・・・・・・・・・	25
“山梨県地域生活定着支援センター”の取り組み・・	29
“山梨県弁護士会”の取り組み・・・・・・・・	30
“山梨ダルク”の取り組み・・・・・・・・・・	31
“スマイルサポートプロジェクト”の取り組み・・	34
“山梨県BBS連盟”の取り組み・・・・・・・・	35
国の機関について・・・・・・・・・・	41
“甲府地方検察庁”の取り組み・・・・・・・・	50
“甲府刑務所”の取り組み・・・・・・・・・・	51
“甲府少年鑑別所（法務省少年支援センター甲府）”の取り組み	53
“甲府保護観察所”の取り組み・・・・・・・・	55
“山梨労働局”の取り組み・・・・・・・・・・	57

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

山梨県では、「山梨県安全・安心なまちづくり条例」に基づき、犯罪の起こりにくいまちづくりを推進し、県民が安全かつ平穏に暮らすことのできる社会を実現するため、地域社会における犯罪防止のための自主的な活動の推進や犯罪の防止に配慮した生活環境の整備に取り組んでいます。

本県における刑法犯の認知件数は、平成14年の約1万5千件をピークに減少傾向にあり、令和3年には3千件以下にまで減少しましたが、令和3年以降、年々増加傾向にある状況です。また、検挙された人員に占める再犯者の比率は、令和5年で45.8%と検挙人員の半数近くが再犯者という状況であり、この比率は近年同水準で推移しています。このため、安全・安心な地域社会の実現のためには、犯罪や非行の防止への取り組みはもちろんのこと、犯罪をした者の立ち直りを支え、再犯を防止する取り組みが、重要なものとなっています。

国では、平成28年12月に公布、施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」（以下、「再犯防止推進法」という。）に基づき、翌年12月に「再犯防止推進計画（以下、「国の第1次計画」という。）」を策定し、令和5年3月には、再犯防止の取り組みを更に深化させ推進していくため、「第2次再犯防止推進計画（以下、「国の第2次計画」という。）」を策定しました。

山梨県では、令和2年3月に「山梨県再犯防止推進計画（以下、「前計画」という。）」を策定し、再犯防止の取り組みを推進してきたところですが、令和7年3月をもって計画期間が満了することから、国の第2次計画の方向性を踏まえるとともに、山梨県再犯防止推進会議において検討等を行い、山梨県が取り組むべき新たな再犯防止の施策の指針となる「第2次山梨県再犯防止推進計画（以下、「本計画」という。）」を策定しました。本計画に基づき、県民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせるやまなしの実現に向けて、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進していきます。

2 計画の位置づけ

本計画は、再犯防止推進法第8条第1項に規定された「地方再犯防止推進計画」として策定する計画です。また、県政運営の基本指針となる「山梨県総合計画」の部門計画として策定するものです。

3 計画の期間

令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

第2章 再犯防止を取り巻く状況

1 国における第2次再犯防止推進計画の方向性

国においては、平成28年に再犯防止推進法が公布、施行され、再犯防止等に関する基本的施策が示されるとともに、国及び地方公共団体の責務が明らかにされました。国の再犯防止等に関する施策は、再犯防止推進法に基づき令和5年3月に策定された国の第2次計画により実施されているところで、同計画の基本的な方向性は、次の3点に集約されています。

- ① 犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく、生活の安定が図られるよう、個々の対象者の主体性を尊重し、それぞれが抱える課題に応じた“息の長い”支援を実現すること。
- ② 就労や住居の確保のための支援をより一層強化することに加え、犯罪をした者等への支援の実効性を高めるための相談拠点及び民間協力者を含めた地域支援連携（ネットワーク）拠点を構築すること。
- ③ 国と地方公共団体との役割分担を踏まえ、地方公共団体の主体的かつ積極的な取り組みを促進するとともに、国・地方公共団体・民間協力者等の連携を更に強固にすること。

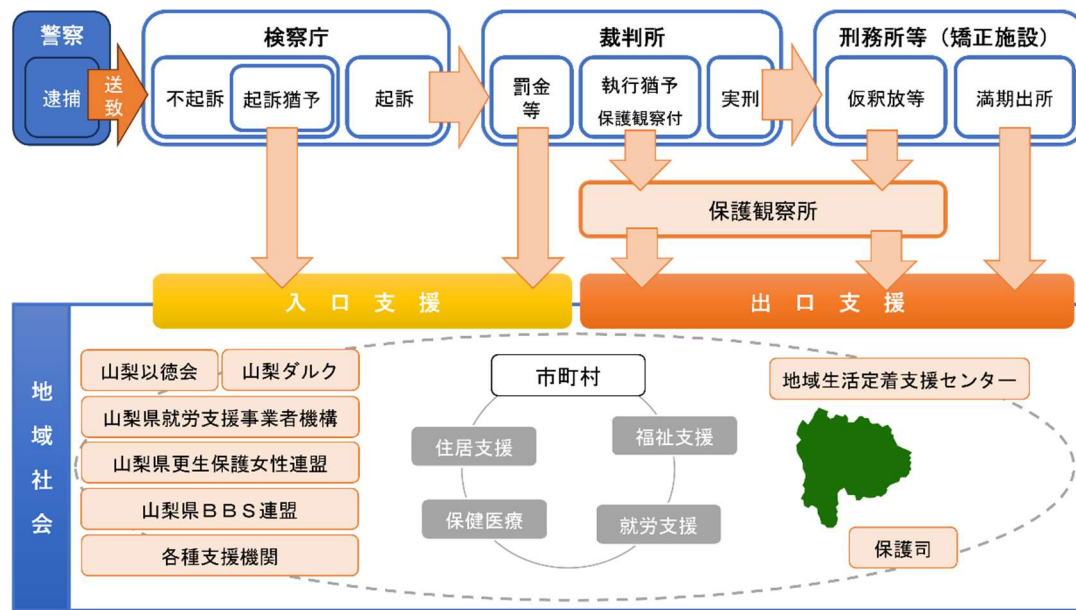
この方向性のもと、大きな作りとして、5つの基本方針と、7つの重点課題を組み合わせて、具体的な施策を立てています。全体としては、基本的には国の第1次計画を引き継いでいるものの、7つの重点課題のうち、国の第1次計画で「地方公共団体との連携強化」となっていた箇所が、これまでの刑事施策等で手が届きにくかった分野に対しても、地方公共団体、民間と連携して取り組みを深めていくという趣旨から、「地域による包摂の推進」と変わりました。

“犯罪をした者等”とは

犯罪をした者等とは、再犯防止推進法第2条第1項に規定される「犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう）もしくは非行少年であった者」のことをいいます。

検察庁で起訴猶予処分になった者や裁判所で執行猶予になった者、入所受刑者、保護観察に付された者、満期釈放者等も含んでいます。

【 犯罪をした者等に対する支援の概略イメージ 】



犯罪をした者等の支援については、起訴猶予や刑の執行猶予付判決、刑務所等での服役をしない者に対する支援（入口支援）、実刑判決等により刑務所等において服役した者に対して行う支援（出口支援）があります。

犯罪をした者等は、保護司、地域生活定着支援センターなどの支援者等からの支援を受けながら、各種支援機関、市町村の各種窓口につながるなどして、各種支援を受ける機会を得ることができます。

※刑務所等（矯正施設）

犯罪をした者等を収容し、改善更生のための処遇を行う施設です。

（刑務所、少年刑務所、少年院、少年鑑別所等）

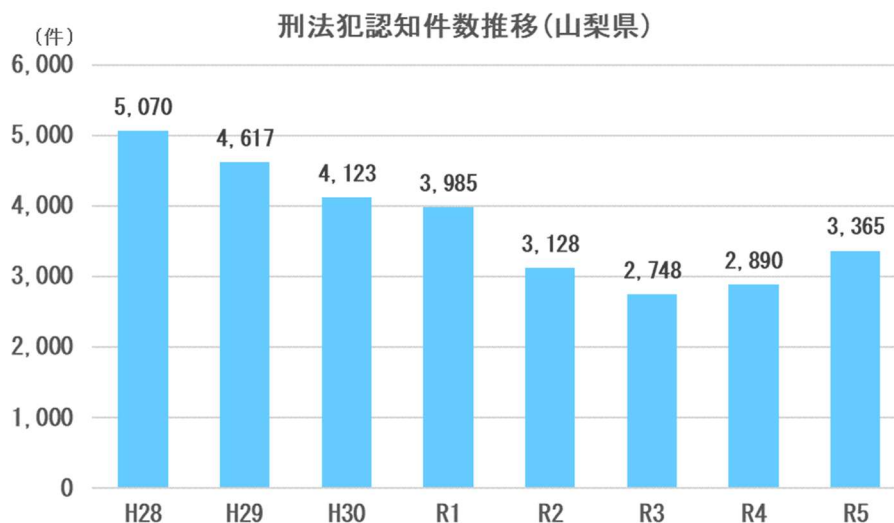
※保護観察

犯罪をした者等は、仮釈放や保護観察処分になると、改善更生と社会復帰に向けて、保護観察所の保護観察官と保護司による指導監督・補導援護を受けることになります。保護観察付執行猶予者、仮釈放者、保護観察処分少年及び少年院仮退院者がその対象となります。

2 本県における犯罪の発生状況

(1) 刑法犯認知状況

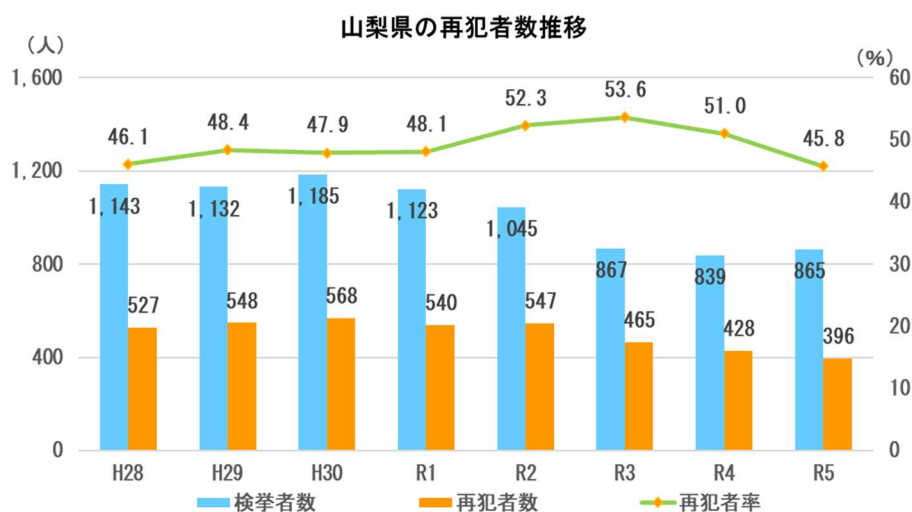
本県における刑法犯認知件数は、戦後最多であった平成14年をピークに減少傾向にあり、令和3年には初めて3千件を下回りましたが、令和3年以降、年々増加傾向にあり、令和5年で3,365件となっています。



(出典：山梨県警察提供データ)

(2) 再犯者の状況

刑法犯の検挙人員に占める再犯者の割合(再犯者率)は、45.8%(令和5年)で、検挙された者の約半数が再犯者という状況が近年続いています。



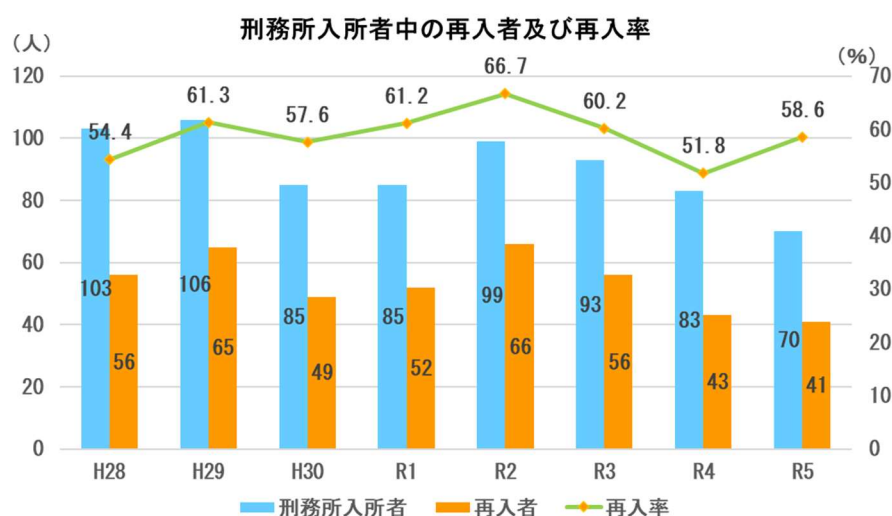
(出典：法務省、山梨県警察提供データ)

3 矯正施設に関する入所者等の状況

※ 犯罪時の居住地が山梨県であった者に関する統計

(1) 再入者の状況

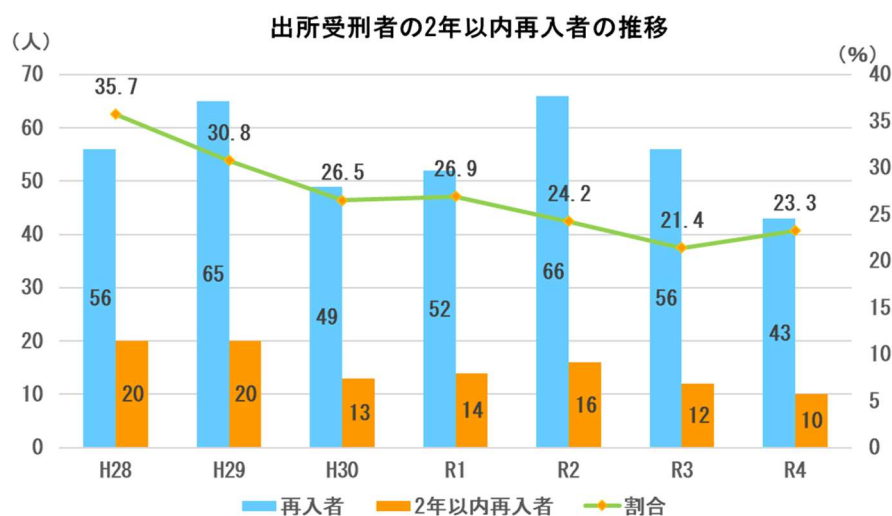
令和5年に全国の刑務所に入所した70名のうち再入者は41名であり、その割合は58.6%でした。また、刑務所入所者は令和2年以降減少傾向にあるものの、再入者率は50%以上で推移しており、初めて刑務所に入所した者よりも再入者の方が多い状況が続いています。



(出典：法務省提供データ)

(2) 2年以内再入者の状況

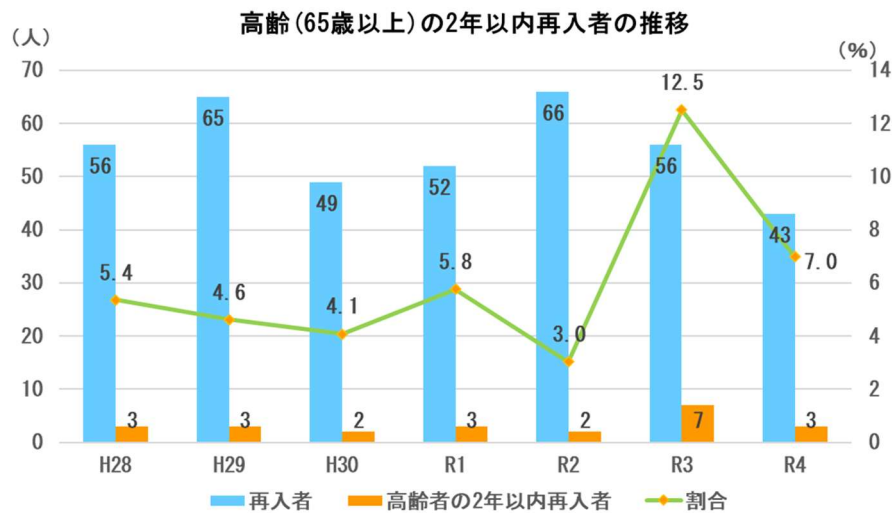
全国の刑務所における再入者のうち、出所から2年以内の再入者の割合は、近年20%以上で推移しています。



(出典：法務省提供データ)

(3) 高齢（65歳以上）の2年以内再入者の状況

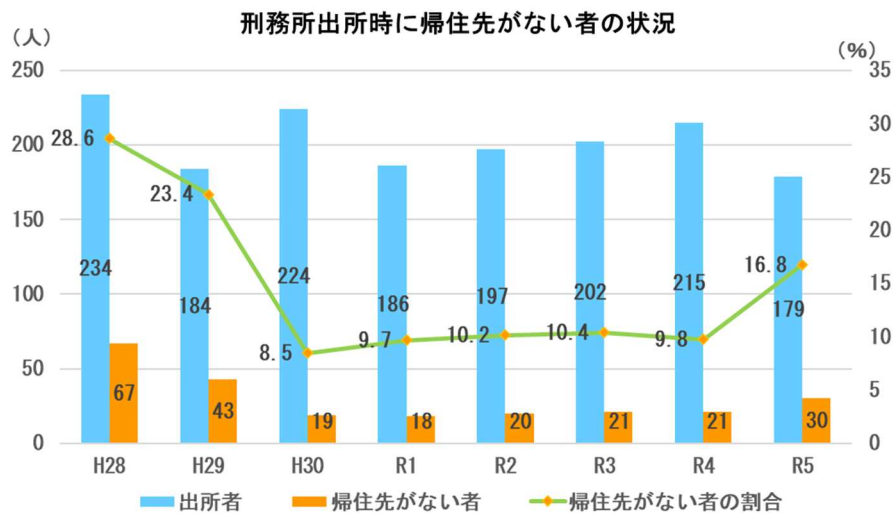
出所から2年以内に再入した高齢者の割合は、令和2年まで5%前後で推移していましたが、令和4年以降は10%前後で推移しています。



(出典：法務省提供データ)

(4) 刑務所出所時に帰住先がない者の状況

刑務所出所時に帰住先がない者及びその割合は、平成30年以降10%前後で推移しています。



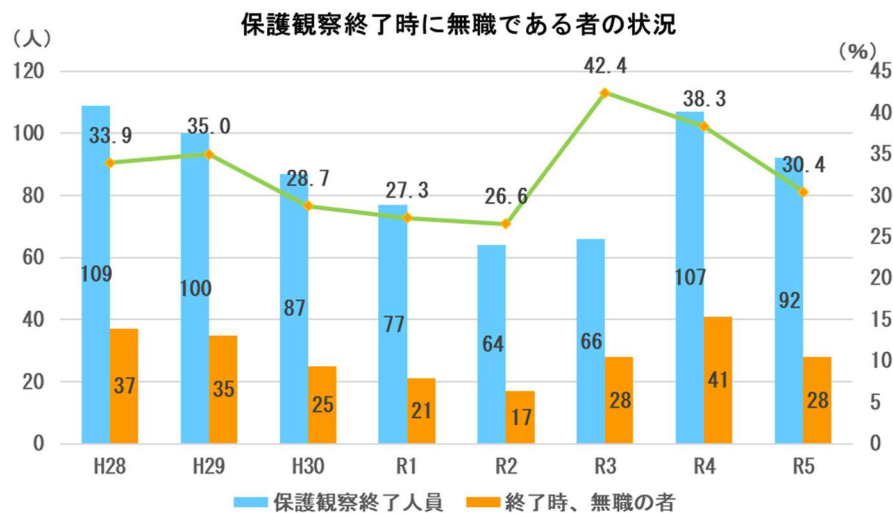
(出典：法務省提供データ)

4 更生保護に関する状況

※ 犯罪時の居住地が山梨県であった者に関する統計

(1) 保護観察終了時に無職である者の状況

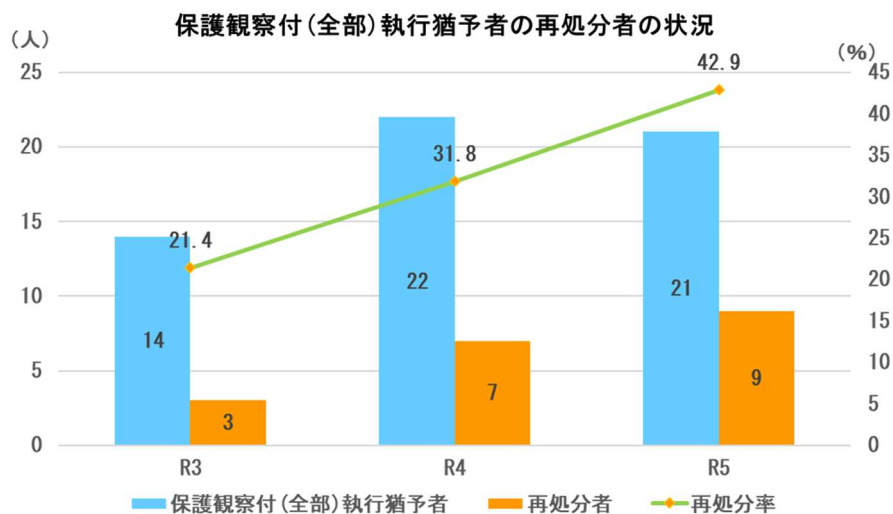
甲府保護観察所において、保護観察終了時、無職である者の割合は令和3年に40%を越える状況にありましたが、その後、減少傾向が続いています。



(出典：法務省提供データ)

(2) 保護観察付（全部）執行猶予者の再処分者数及び再処分率

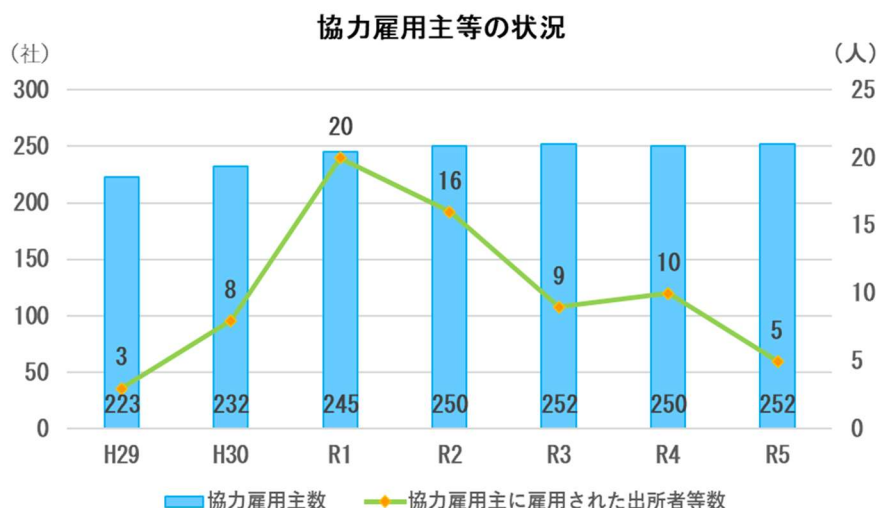
保護観察付（全部）執行猶予者の再処分率は、令和3年以降増加傾向にあります。



(出典：法務省提供データ)

(3) 協力雇用主等の状況

協力雇用主数は、250社程度で推移しておりますが、雇用された出所者等数は、令和元年以降、減少傾向にあります。

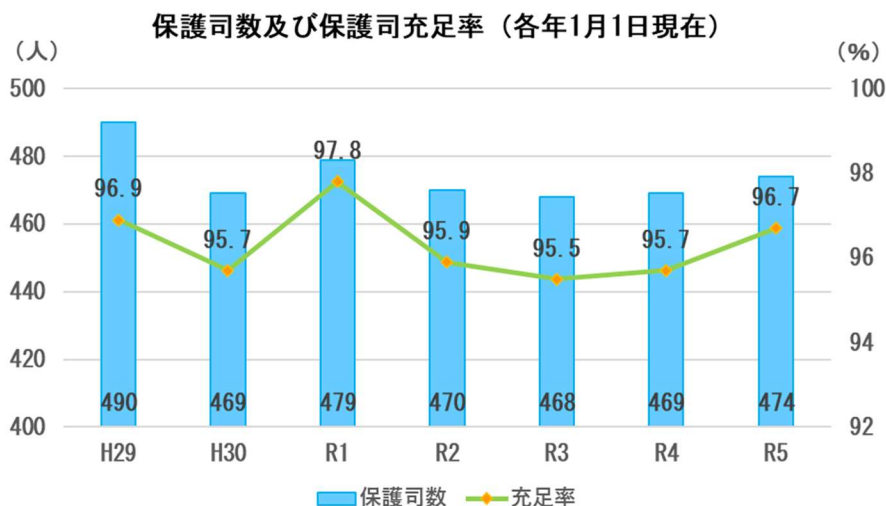


(出典：法務省提供データ)

(4) 保護司(※)の状況

県内の保護司の定員数は490人(保護司法、保護区及び保護区ごとの保護司の定数に関する規則による。)で、定数には満たないものの充足率は95%以上で推移しています。

(※) 保護司法や更生保護法に基づき、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員で、給与は支給されず、犯罪をした者等の立ち直りを支えるボランティア。



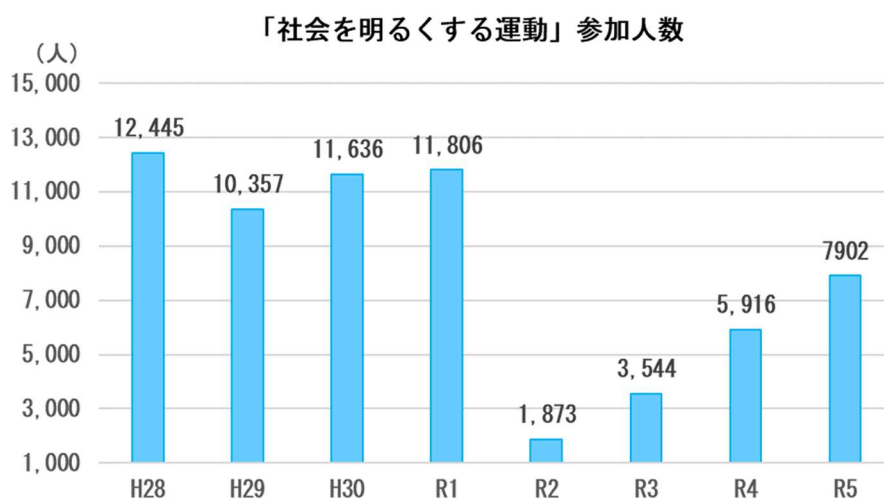
(出典：法務省提供データ)

（５）「社会を明るくする運動（※）」の状況

県内における「社会を明るくする運動」への参加人数は、毎年約1万人前後でしたが、新型コロナウイルスの影響により、令和2年に大幅に減少しました。しかし、令和5年には約8千人が参加しており、参加人数は回復傾向にあります。

（※）社会を明るくする運動

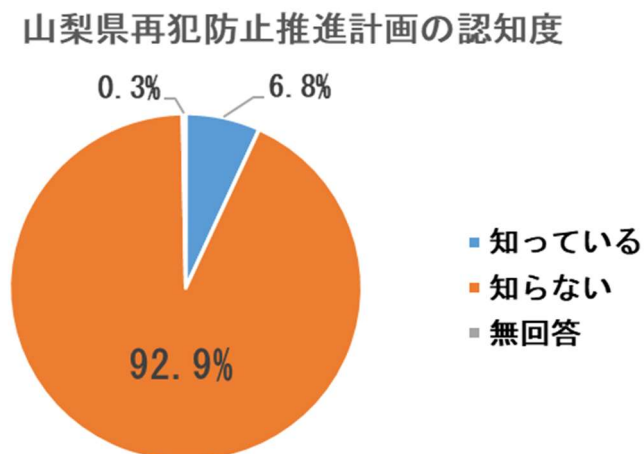
全ての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪をした者等の更生について理解を深め、それぞれの立場で力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な啓発活動。毎年7月が「社会を明るくする運動」の強調月間。



（出典：法務省提供データ）

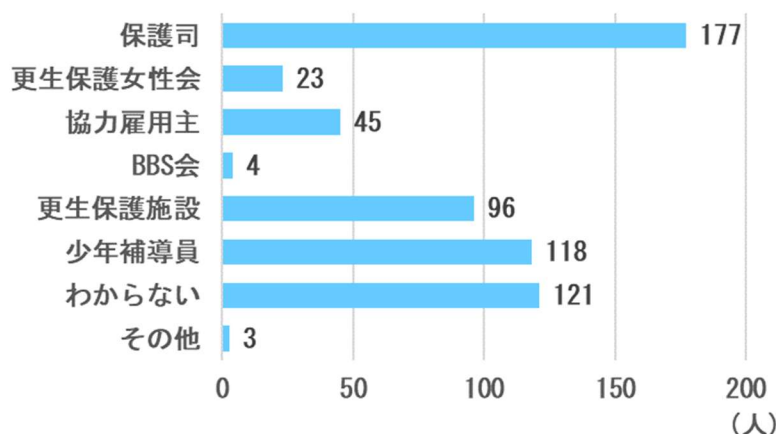
5 再犯防止の推進に関する県民の意識

県が令和5年に実施した県民意識調査では、令和2年3月に策定した「山梨県再犯防止推進計画」を知っているか尋ねたところ、337名のうち「知っている」が23名（6.8%）、「知らない」が313名（92.9%）と、約9割が知らないという結果でした。



また、再犯防止に協力する民間協力者を知っているかについて尋ねたところ、複数回答で、「保護司」が171名（30.2%）と最も多く、続いて「わからない」が121名（20.6%）、「少年補導員」が118名（20.1%）であり、約2割が「わからない」という状況でした。

再犯防止に協力する民間協力者の認知度



6 第1次計画での課題と第2次計画の方向性

(1) 第1次計画での課題

前計画（計画期間：令和2年度～令和6年度）では、再犯防止推進法における基本理念、国の第1次計画における基本方針、本県の再犯防止の現状と課題等を踏まえ、再犯の防止等の推進に必要な対策として、「県民の理解促進・関心の醸成」「立ち直りに向けた効果的な支援の充実」「関係機関等との連携強化」の3つを基本方針に掲げて各種施策を総合的に展開してきました。

5年の計画期間のうち過半が新型コロナウイルス感染症の流行期間に重なり活動が制限された時期もありました。また、市町村における再犯防止推進計画の策定は、前計画策定時の0団体から増加し一定の進展は見られたものの、6団体に留まっているため（令和6年4月時点）、地域における支援ネットワークが整備された市町村も限定的なものとなっています。

更に、令和5年3月に策定された国の第2次計画において、基本的には国の第1次計画を引き継ぎつつも、地方公共団体の主体的かつ積極的な取り組みを促進する方向性が打ち出されています（第2章1を参照）。

以下は、本計画の策定にあたっての課題認識となります。

- 県の再犯防止推進計画を知らない県民が9割以上であり、支援団体やその活動を知らないという県民も多数いるなど（第2章5を参照）、再犯防止推進計画や支援策・活動の認知度が低いため、支援対象者に支援が十分に届いていない恐れがあります。
- これまでの取り組みの継続性は確保しながら、国・地方公共団体・民間協力者等が連携して持続可能な支援を行うことで、「息の長い支援」の実現を目指す必要があります。
- 市町村の計画策定や各地域での支援ネットワークの構築を促進することにより、支援の裾野を全県に広げていく必要があります。

（2）第2次計画の方向性と新たな取り組み

本計画では、上述の課題に対して次の方向で対応していきます。

○県民の理解促進等のための情報発信の強化

県が行う広報啓発に国の機関や民間支援団体などの関係団体の活動等も取り込みを深化させます。

→ 基本方針1（1）cを参照

○支援対象者への安定した支援の提供

支援対象者に対して確実に必要な支援を提供するため、支援者の活動を後押しするほか、支援につなげる仕組みを整えることにより、安定した支援を提供します。

→ 基本方針2（4）cを参照

○市町村の取り組みの促進

市町村の理解促進・人材育成を進め、市町村での地域支援ネットワークの構築を促進します。

→ 基本方針3（1）cを参照

第3章 計画の基本的な考え方

1 目指すべき姿

犯罪をした者等の立ち直りを支え、再犯を防止する取り組みは、安全・安心な地域社会の実現のために必要不可欠です。

社会全体の理解と関心を高めるとともに、立ち直りに向け多くの困難を抱える者たちが地域社会で孤立することなく、地域の一員として円滑に社会復帰できるよう、国、県、市町村、民間団体その他の関係者が緊密に連携、協力し、本計画に基づき再犯防止に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、息の長い支援を実現し、施策の複合的な効果として再犯の抑制につなげ、もって「立ち直りを支える社会の実現」を目指します。

2 基本方針

本計画では、再犯防止推進法における基本理念、国の第2次計画における施策の方向・視点と、本県の再犯防止の現状と課題を踏まえ、再犯の防止等の推進に必要な対策として、前計画で定めた3つの基本方針を継承しつつ、新たな課題（第2章6を参照）への対応を図ることとしました。

【基本方針1】 県民の理解促進・関心の醸成

更生保護関係機関・団体等と連携し、地域における再犯防止に対する理解促進、関心の醸成を図ります。併せて、再犯防止推進計画や再犯防止に関する支援策・活動に対する県民の認知度向上に取り組みます。

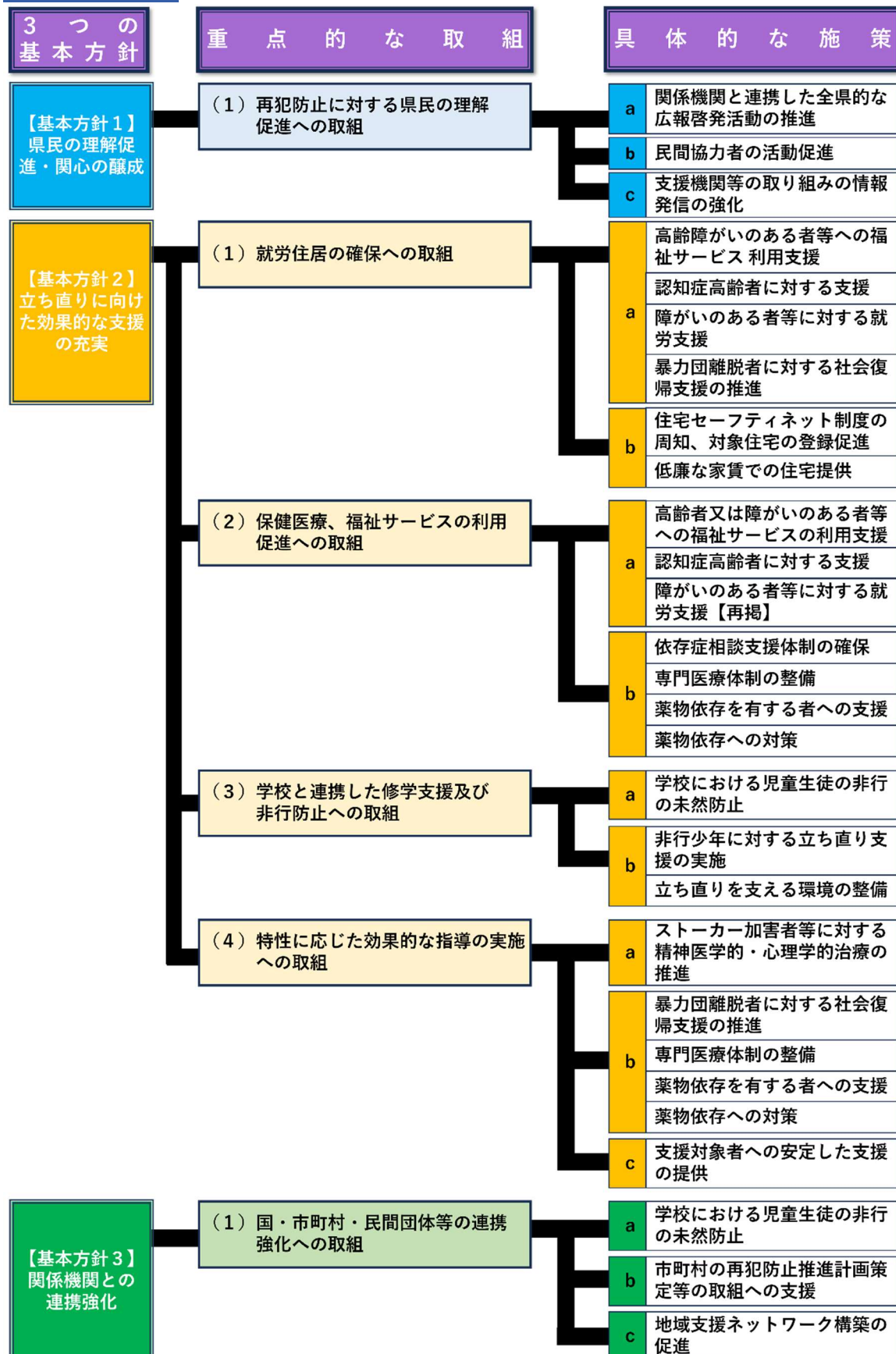
【基本方針2】 立ち直りに向けた効果的な支援の充実

犯罪をした者等が円滑に社会復帰するために、それぞれが抱える課題に応じた効果的な支援の充実を図ります。併せて、支援対象者に対する安定した支援の提供に取り組みます。

【基本方針3】 関係機関等との連携強化

国、市町村、民間団体等とネットワークを構築し、更なる連携強化を図ります。これにより、「息の長い支援」の実現を目指します。

3 施策の体系



4 推進体制等

(1) 山梨県再犯防止推進会議

学識経験者、司法関係機関、民間支援機関、国、県等で構成される山梨県再犯防止推進会議において、計画に掲げた施策の実施状況の確認、再犯の防止等に関する意見を聴取し、計画の効果的・効率的な推進を図ります。

(2) 山梨県庁内連携会議

庁内関係各課で構成する連携会議において、全庁的な視点から、情報共有や課題の検討等を行い、計画に位置づけた施策の推進を図ります。

(3) 市町村との連携・協力

市町村の再犯防止等の施策を所管する関係課長会議等を開催し、情報共有、課題の検討等を行い、計画に位置づけた施策の推進を図ります。

(4) 進行管理・成果目標

施策の実施状況について、山梨県再犯防止推進会議に報告することにより、計画の進行管理を行います。

成果目標については、山梨県を帰住先と指定した全ての満期釈放者を必要とする支援につなげることを成果目標として設定します。

【成果目標の考え方】

令和5年版犯罪白書によると、満期釈放者の約50%が両親・配偶者・兄弟姉妹等の親族のもとや、雇用主・社会福祉施設・更生保護施設等の施設等を帰住先と指定しており、これらの者は、帰住先に相談相手等の身寄りがあり、また施設等のサービスにより何らかの支援制度につながるための環境があります。

しかし、満期釈放者のうち残りの50%は、親族等のいない自宅を帰住先として指定する者や、釈放後に何らかの理由により所在不明になる者等となっており、満期釈放者全体から見れば、身寄りや相談相手がいない等の境遇から、適切な支援につながらない可能性があるため、特に支援が必要となります。

山梨県を帰住先と指定した満期釈放者のうち、身寄りがある約50%の者に加え、身寄りがなく特に支援が必要な約50%の者について、県が設置する専門相談窓口を活用して支援につなぐことで、全ての満期釈放者を必要とする支援につなげます。

第4章 具体的な施策

基本方針1 県民の理解促進・関心の醸成

(1) 再犯防止に対する県民の理解促進

a 関係機関と連携した全県的な広報啓発活動の推進

再犯を防ぐためには、社会復帰に向けた本人の努力はもとより、地域において孤立することのないよう、県民の理解と協力を得て、再び地域の一員となれるよう支援することが重要です。

県では、甲府保護観察所等と協力して「社会を明るくする運動」の推進を図るとともに、更生保護事業功労者に対する知事感謝状の贈呈等を行うなど関係機関と連携した広報活動を実施しています。

【具体的な施策】

No	施策名	施策の概要	所管
1	全県的な広報啓発活動の推進	甲府保護観察所等の関係機関や保護司をはじめとする民間協力者と連携して、県ホームページ、広報紙、各種会議等あらゆる機会を通じて全県的な広報啓発活動を推進します。	県民生活安全課
2	「社会を明るくする運動」への支援	犯罪をした者等が社会において孤立することのないよう、地域の理解と協力を得ることを目的として、甲府保護観察所をはじめとする国の機関や地方公共団体のほか、多くの民間団体によって実施される「社会を明るくする運動」を推進します。	県民生活安全課
3	「安全・安心なまちづくり山梨県民大会」の開催	県民一人ひとりの防犯意識と暴力団追放の意識高揚及び地域ぐるみの自主的な防犯活動と暴力追放運動の推進を図るため、県、県警察本部、県教育委員会、山梨県防犯協会、山梨県暴力追放運動推進センター、山梨県銃器対策推進本部が連携し、「安全・安心なまちづくり山梨県民大会」を開催します。	県民生活安全課、生涯学習課[教]、生活安全企画課[警]、組織犯罪対策課[警]
4	「少年を非行から守る中学生防犯弁論大会」の開催	県民の少年非行防止思想の普及と少年の健全育成に対する気運の高揚を図るため、山梨県防犯協会と連携し、「少年を非行から守る中学生防犯弁論大会」を開催します。	人身安全・少年課[警]
5	人権に対する啓発活動の推進	人権に対する配慮と保護を図るため、人権啓発フェスティバル等を開催し、啓発活動を行います。	県民生活安全課

b 民間協力者（保護司会連合会、更生保護女性連盟等）の活動の推進

「社会を明るくする運動」には、近年1万人前後の方が参加していますが、再犯の防止等に関する施策は県民にとって必ずしも身近ではなく、民間協力者による再犯の防止等に関する活動についても十分に認知されていないことから、再犯の防止等に関する広報・啓発活動を推進し、県民の理解促進を図る必要があります。

【具体的な施策】

No	施策名	施策の概要	所管
1	更生保護事業功労者に対する顕彰	保護司会連合会、更生保護女性連盟等の更生保護関係者が参加する「山梨県更生保護大会」において、本県の安全・安心に貢献した保護司等の民間協力者に対する顕彰を通じて、その功績を広く県民に周知します。	県民生活安全課
2	安全・安心なまちづくりの推進	更生保護法人山梨県更生保護協会と協力し、社会を明るくする運動をはじめとする各種活動等を行い、安全・安心なまちづくりを推進します。	県民生活安全課

c 支援機関等の取り組みの情報発信の強化

本計画策定にあたり実施した県民意識調査より、再犯防止推進計画や再犯防止に協力する民間協力者等の認知度が低いことが明らかになりました。

再犯防止推進計画や再犯防止に関する支援策・活動に対する県民の認知度が低いことで、県民の理解と協力が得られないことや、必要な支援が支援対象者に届いていない懸念もあることから「関係機関と連携した全県的な広報啓発活動の推進」及び「民間協力者の活動の促進」の双方について、情報発信を強化し、認知度を向上させる必要があります。

【具体的な施策】

No	施策名	施策の概要	所管
1	支援機関の取り組みの情報発信の強化	支援機関の取り組みや活動状況を県ホームページや県の広報媒体に掲載するなどの情報発信をします。	県民生活安全課

“社会を明るくする運動”とは

“社会を明るくする運動”は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場で力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な地域社会を築くための全国的な運動です。



第74回“社会を明るくする運動”広報用ポスター



“社会を明るくする運動”ウェブサイト

毎年7月は、“社会を明るくする運動”強調月間とされており、県内各地で街頭キャンペーンや非行防止教室、講演会等、更生保護に関する普及啓発活動が行われています。今後も、さらに広く県民に周知・啓発し、この運動が目指す立ち直り支援の輪への参加を促していく必要があります。



のぼり旗掲示



山梨県推進会議

“山梨県保護司会連合会”の取り組み

保護司とは、犯罪をした者や非行のある少年の立ち直りを地域社会で支えるボランティアです。法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員ですが、給与は支給されません。

民間人としての柔軟性と地域の実情に通じているという特性を生かし、保護観察を受けている者と面接を行い、指導や助言をし、刑務所や少年院に入っている者の帰住先の生活環境の調整等を行っています。また、犯罪を予防するための啓発活動も実施しています。

県内では令和6年10月1日現在、468名の保護司が活動しています。

各保護司は13の保護区（甲府・峡中・山梨・甲州・笛吹・峡南・峡北・南アルプス・鰍沢・大月・上野原・都留・富士吉田）にそれぞれ所属し、保護司会を組織しています。山梨県保護司会連合会はこれらの保護司会によって組織されています。



保護区の活動
『いのちの授業』



保護区の活動
『保護司と中学生の連携』

同連合会では、保護司の諸活動の充実・強化及び保護司会が円滑かつ効果的に活動を遂行するために、必要な連絡及び資料の提供、情報の収集・発信等を行っています。

令和元年度には、保護司及び保護司会が地域の関係機関・団体と連携しながら、更生保護活動を行うための拠点である「更生保護サポートセンター」が全保護区に設置されました。

保護司には更生保護事業の根幹を担うという重責がありますが、近年そのなり手不足が深刻化しつつあります。また、「更生保護」に対する認知度が低く、「保護司」に対しても理解度が低いのが現状です。そのため保護司人材の確保を含めて、県民に啓発・広報していくことは極めて重要であり、「更生保護サポートセンター」を活用し、これまで以上に県及び各市町村と連携を図っていく必要があります。

更生保護サポートセンター一覧

名称	所在地	電話番号	開所日
甲府保護司会 更生保護サポートセンター	甲府市丸の内1-18-1 甲府市役所内	055-288-8311	月～金 10時～16時
峡中地区 更生保護サポートセンター	甲斐市下今井171 甲斐市役所双葉庁舎2階	0551-45-8880	月～金 9時～16時
山梨市 更生保護サポートセンター	山梨市上神内川1348 夢わーく山梨内	0553-88-9260	月～木 10時～15時
甲州保護区 更生保護サポートセンター	甲州市塩山上於曽977-5 塩山保健福祉センターB1F	0553-32-0302	月・水・金 13時～15時
笛吹保護区 更生保護サポートセンター	笛吹市一宮町末木807-6 笛吹市役所一宮支所3階	070-4082-9731	月・水・金 10時～16時
峡南保護区 更生保護サポートセンター	南巨摩郡身延町下山10133 身延地区公民館下山分館内	0556-62-1297 (下山分館代表)	不定期
峡北地区 更生保護サポートセンター	北杜市明野町上手5219-1 北杜市役所明野支所	0551-45-9798	水のみ 9時～16時
南アルプス保護区 更生保護サポートセンター	南アルプス市小笠原319-5 南アルプス市役所東別館2階	055-225-3805	月～金 10時～16時
鯉沢地区 更生保護サポートセンター	南巨摩郡富士川町青柳町363 南嶺ビル1-3	0556-42-7178	月～金 10時～16時
大月地区 更生保護サポートセンター	大月市大月町花咲1440-5 大月市役所花咲分室	0554-67-8355	月・水・金 9時～12時
上野原保護区 更生保護サポートセンター	上野原市上野原3163 上野原市総合福祉センターふじみ	0554-62-4133	月・木 10時～15時
都留地区 更生保護サポートセンター	都留市上谷1-1-1 都留市役所北別館内	0554-43-1111 (都留市役所代表)	月・水・金 9時～12時
富士吉田 更生保護サポートセンター	富士吉田市小明見3-2-13 太田屋商事内	0555-23-2504	火・木 13時～16時

“山梨県更生保護女性連盟”の取り組み

山梨県更生保護女性連盟は、戦後のまだ社会が混乱している中、荒廃した青少年に手を差し伸べようと女性保護司有志を中心に結成された「桐の葉会」を母体として、昭和34年山梨県更生保護婦人協議会として活動を開始しました。

保護司活動への協力や矯正施設訪問などの活動に始まり、「ほっとけない」という会員の熱い思いが、子育て支援、高齢者や福祉施設への奉仕活動へと活動の幅を広げ、近年は他団体と連携し地域を編み、地域のコミュニティーづくりに取り組んでいます。

昭和61年には再犯防止の願いを込めて、しじみの貝殻に布を巻いて作った『鈴（母の鈴）』を作り、メッセージを添えて刑務所出所者に贈る活動を始め、その活動は現在に至り、他の県へも広まっています。
当連盟の主な活動は次のとおりです。

- ・「母の鈴」を作り、年1回矯正施設へ贈呈するとともに、各地区の幼稚園、保育園、小中学校、高齢者施設等へ贈呈する交流活動
- ・更生保護法人山梨以徳会での、毎月の食事づくりと、入所者との交流活動を行うなど更生保護施設への支援活動
- ・刑務所矯正展へ、各家庭の遊休品などを持ち寄り、バザーを行う協力活動
- ・会員の愛の拠出金により、7月の社会を明るくする運動強調月間中に矯正施設等へ「愛の図書」、12月には矯正施設、更生施設、福祉施設等へ「愛の贈り物」を贈呈
- ・住みよい地域づくりや更生保護の心を広めるためのミニ集会開催や子育て支援活動
- ・地域の保護司会や他団体との「地域との連携・協働活動」の推進
- ・新会員、中堅会員、全会員と対象を絞った研修会の開催

犯罪や非行をした人々の支援に端を発した活動は、現在は社会の弱者や支援の届きにくい所に目を向け活動をしています。県全体としては、上記のような活動をしています。県下18の地区会が、各々の地域の実情に合った例えば児童の登下校の見守り、学校の授業の支援等、多彩な活動をしています。コロナ禍を経て人と人との繋がりの大切さを改めて実感し、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、笑顔を心がけながら活動に励んでいます。

会員からのメッセージ

この鈴は、あなたが社会で思い、悩み、苦しみ、人生の重大な岐路に立った時、一呼吸おいて鈴の音色に心を澄ませ、ここでの強い更生への誓いを思い出し、決然として正しい道を歩んでいただきたいと思います、私達が心をこめてひとつひとつ手作りしたものです。頑張ってください。

山梨県更生保護女性連盟



「母の鈴」

基本方針 2 立ち直りに向けた効果的な支援の充実

(1) 就労・住居の確保

a 就労に向けた相談・支援の充実

令和5年度の犯罪白書では、入所受刑者全体のうち犯行時の就労状況で、無職者が70.2%で有職者が29.8%と無職者が2.4倍となっており、再犯者に限れば、無職者が72.9%で有職者が27.1%と無職者が2.7倍となっています。このことから、安定した就労を確保し、生活基盤を安定させることが非常に重要です。

県内の協力雇用主の数は、山梨県就労支援事業者機構などの関係団体の活動により、近年、二百数十余で推移していますが、犯罪をした者等を雇用した場合の経済的負担やトラブル等が発生するリスクを考えると、実際に雇用することに不安を感じる協力雇用主も少なくないことなどから、実際に雇用している協力雇用主は、いまだ一部にとどまっています。

また、犯罪をした者等の求職活動は、その前科等のため就職が困難な場合が多く、一旦就職しても、社会人としての基礎的な態度が身に付いていなかったりすることで、働く中で様々な問題が発生し、すぐに離職してしまうなど、協力雇用主の確保とともに、就労後の定着が課題となっています。

【具体的な施策】

No	施策名	施策の概要	所管
1	生活困窮者自立支援法に基づく就労訓練支援事業	生活困窮者等に対して就労に必要な訓練や指導等を適切に行う事業者を就労訓練事業者として認定する認定就労訓練事業制度の周知を図り、就労に向けた支援を推進します。	福祉保健総務課
2	障害者就業・生活支援センター事業	職場への定着が困難又は就業経験のない障害者に対して、就業生活における自立を図るため、日常生活、社会生活上の支援を行います。	障害福祉課
3	県版障害者ジョブコーチ派遣事業	障害者本人や企業の求めに応じて、就業生活の支援を行う「県版障害者ジョブコーチ」を実際の職場等に派遣し、就職前から就労定着までの支援を行います。	障害福祉課
4	就農支援センター事業	本県で就農を希望する方からの就農に関する相談に対応する就農支援センターにおいて、就農希望者への研修先の紹介、就農に向けた助言等を行います。	担い手・農地対策課

No	施策名	施策の概要	所管
5	やまなしあぐり ゼミナール設置 事業	新規就農者の育成に高い見識を持ち、かつ十分な研修環境を提供できると県が認定した農業者であるアグリマスターのもとでの長期研修に対する支援を行います。	担い手・農地対策課
6	林業の就労支援	「山梨県林業労働センター」において、就労希望者を対象とした講習・インターンシップを実施するほか、就労者の募集や関係情報の提供を行います。	林業振興課
7	「やまなし・しごと・プラザ」事業	「やまなし・しごと・プラザ」、「やまなし・しごと・プラザ サテライト」等において、若者・女性・中高年齢者等の個々の事情に応じた就労支援を行います。 また、必要に応じて保護観察所等の更生保護関係機関と連携した対応を行います。	労政人材育成課
8	離転職者等再就職訓練事業	中高年齢者や若者等の求職者を対象として、職業訓練を実施します。	労政人材育成課
9	暴力団離脱希望者に対する就労支援	暴力団離脱希望者に対して、山梨県暴力団離脱者社会復帰対策連絡会をはじめとした関係機関と連携し、就労支援を行います。	組織犯罪対策課 [警]

b 住居の確保に向けた支援の実施

令和5年度の犯罪白書では、入所受刑者全体のうち犯行時の居住状況で、初入者の住居不定者が13.5%で住居不定以外の者が86.5%となっていますが、再犯者では、住居不定者が22.7%で住居不定者以外の者が77.3%となり、再犯者では、約9.2%住居不定者が多くなっています。このことから、適切な住居の確保は、地域社会において安定した生活を送るための大前提であり、再犯防止を推進する上で重要な項目の一つと言えます。

県では、山梨県地域生活定着支援センターを設置し、保護観察所等更生保護関係機関と連携して、高齢又は障害を有するため、福祉的な支援を必要とする矯正施設退所予定者に対し、自立に向け適切な支援を行っています。

帰住先がない者の受け入れを行い、それらの人々の更生を支援している更生保護施設（※1）や自立準備ホーム（※2）は、あくまで一時的な居場所であり、退所後は、地域に生活基盤を確保する必要がありますが、身元保証人がいない等の理由で、賃貸契約ができず、適切な定住先を確保できないまま更生保護施設等から退所せざるを得ない場合があること等が課題となっています。

（※1）更生保護施設

主に保護観察所から委託を受けて、住居がなく、頼るべき人がいないなどの理由で直ち

に自立することが難しい保護観察又は更生緊急保護の対象者を宿泊させ、食事を供与するほか、就職援助、生活指導等を行う施設。県内では、山梨以徳会のみ。

(※2)自立準備ホーム

あらかじめ保護観察所に登録されたNPO法人等がそれぞれの特長を生かして自立を促す施設。保護が必要なケースについて、保護観察所から委託を受け宿泊場所、食事の提供や毎日の生活指導等を行っている。県内では、甲府保護観察所に21施設が登録されている（令和6年1月現在）。

【具体的な施策】

No	施策名	施策の概要	所管
1	生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金	住居喪失者または住居喪失のおそれのある者に対し、家賃相当分の住居確保給付金を支給することにより、住居及び就労機会等の確保に向けた支援を行う。	福祉保健総務課
2	住宅セーフティネット制度	住居の確保が困難な者（住宅確保要配慮者）の住居の安定を図るため、住宅セーフティネット制度（※）を周知し、セーフティネット住宅の登録を促進します。 （※）住宅セーフティネット制度 住宅確保要配慮者（高齢者、低所得者、障害者、被災者、子育て世帯、矯正施設退所者、刑余者等の住宅の確保に配慮する者）の入居を拒まない民間賃貸住宅の登録制度、登録住宅の改修等への経済的支援、住宅確保要配慮者のマッチング・居住支援から成り立っています。	建築住宅課
3	県営住宅の入居に関する事業	県営住宅において、住宅に困窮する低額所得者等に対し、低廉な家賃で住宅を提供します。	住宅対策室

“NPO法人山梨県就労支援事業者機構”の取り組み

安全で安心な社会を作っていくには、再犯の防止が重要な課題となっており、犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支援していくことが必要です。

山梨県就労支援事業者機構は、関係団体と連携して、そうした人たちの就労を支援することで再犯及び再非行を防止し、円滑な社会復帰と安全な地域社会の実現に向けて活動する組織です。

当機構の主な事業は次のとおりです。

- ・協力雇用主の開拓及び研修・助成の実施
- ・会員（協力雇用主）による対象者の雇用の促進
- ・就職相談会（企業と対象者の面接会等）の開催
- ・求職者の職場体験講習やセミナー、事業所見学会の開催
- ・就労が決まった者への健康診断費用や就労準備金の助成
- ・ハローワーク及び保護観察所・矯正施設との連絡調整
- ・甲府刑務所ワークフェスタへの参加、矯正施設見学会の開催
- ・保護司及び更生保護女性会と連携した活動
（更生保護大会、保護司との合同研修、社会を明るくする運動への参加等）



就職相談会



保護司との合同研修会

業種別協力雇用主事業者数（R6.9.30）

区分	製造業	建設業	飲食業	医療福祉業	サービス業	卸小売業	運送業	電気ガス業	農業	その他	合計
事業者数	38	107	3	8	31	22	12	9	5	16	251

“山梨以徳会”の取り組み

更生保護法人山梨以徳会は明治39年に県内の篤志者約300名の賛同を受け、罪を犯した者の自立と更生を支援するための施設として設立されました。令和2年度に施設全面改築事業が行われ、翌年の3月に竣工しました。現在、男子成人15名及び男子少年5名を対象とした定員20名で、年間30名程度を受け入れています。近年、特に支援が必要となる高齢・障害者を積極的に受け入れる「高齢・障害者受入指定施設」として福祉職員を配置しております。

入所者に対して、処遇については保護観察所と、就労についてはハローワークや就労支援事業者機構、各種申請手続きにおいては行政機関（各市町村役所・年金機構など）、医療においては各医療機関その他介護・福祉事業所、さらに居住支援では地域の不動産業者など、対象者が直面する課題や自立に向けて多岐にわたり対応しております。活動としては、日々の支援をはじめ、月に2回の更生保護女性会による食事作りや施設職員による食事提供を行っています。さらに該当者については「窃盗離脱プログラム」の実施、また地域支援としての「社会奉仕活動」や、生活スキルの向上を目指して「生活技術向上プログラム」を開催しております。



外観の様子

支援の対象者は、退所後本人の希望に応じて通所して内職作業に従事する人や来所や電話、往訪等により生活相談支援をする人など入所者に限りません。

地域との関わりとして、当施設は地元自治会の防災拠点を担い、また認定NPO法人「フードバンク山梨」と合意書を取り交わし、同法人が主催する「つながるスマイルプロジェクト（食料支援）」に賛同し、食品配布の拠点場所として地域の活動にも参画しております。



おふくろの味



生活技術向上プログラム

(2) 保健医療・福祉サービスの利用促進

a 高齢者又は障害のある者等への福祉サービスの利用支援

山梨県における令和4年の検挙者の高齢者率（全検挙者に占める高齢者の割合）は28.8%で、全国平均より高比率となっています。

また、令和4年に全国の60歳以上の入所受刑者に対して認知症スクリーニング検査を実施したところ、5人に1人は認知症の疑いがあると判定されるなど、入所受刑者には、福祉的支援を必要としている者も多くいます。

しかし、起訴猶予や執行猶予などの処分を受けた高齢者や障害のある者のうち福祉的支援が必要な者が本人が希望しない等の理由から必要な福祉サービスの支援を受けないまま出所するケースもあることから、刑事司法手続の各段階を通じた高齢又は障害の状況の把握と、それを踏まえたきめ細かな支援を実施するための連携体制を充実させる必要があります。

【具体的な施策】

No	施策名	施策の概要	所管
1	地域生活定着支援センター事業	高齢又は障害を有する者のうち、福祉的な支援を必要とする矯正施設退所予定者に対して、司法と福祉が連携して社会復帰を支援します。また、対象者本人が、退所後直ちに福祉サービス等を利用できるように矯正施設入所中から支援を行います。	福祉保健総務課
2	生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金【再掲】	生活困窮者で再就職のため、住居の確保が必要な者に対する支援等を行います。	福祉保健総務課
3	生活保護制度	生活に困窮する者に対し、困窮の程度に応じた必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長します。	福祉保健総務課
4	認知症コールセンターの運営、認知症カフェへの支援等	認知症高齢者本人や家族等の介護者などに対する相談窓口である「認知症コールセンター」の運営、認知症カフェへの支援、交流会や研修会の開催等、認知症高齢者に対する支援を行います。	健康長寿推進課
5	身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳の交付、相談等	県障害者相談所において、身体障害者手帳や療育手帳の交付及び更生相談等を行います。	障害福祉課

No	施策名	施策の概要	所管
6	精神保健福祉法に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付、相談等	県立精神保健福祉センターにおいて、精神障害者保健福祉手帳の交付及び同センターと保健所において精神保健福祉相談を行います。	健康増進課
7	障害者就業・生活支援センター事業【再掲】	職場への定着が困難又は就業経験のない障害者に対して、就業生活における自立を図るため、日常生活、社会生活上の支援を行います。	障害福祉課
8	県版障害者ジョブコーチ派遣事業【再掲】	障害者本人や企業の求めに応じて、就業生活の支援を行う「県版障害者ジョブコーチ」を実際の職場等に派遣し、就職前から就労定着までの支援を行います。	障害福祉課

b 依存症に関する支援の推進

令和4年の全国における覚醒剤取締法違反の検挙者（成人）のうち、再犯者の割合は69.2%となっています。

薬物事犯者は、犯罪をした者であると同時に、薬物依存症の患者である場合もあり、適切な治療、支援を継続的に行うことが再犯を防止するためには非常に重要です。

県では、薬物に関連する問題の相談窓口を設置し、薬物依存症を有する者本人やその家族等に対して、回復に向けた助言等を行うとともに、県民に向けた薬物乱用防止の普及啓発活動を行っています。

しかし、薬物依存は依存性が高く、回復には長期間かかるため、刑事司法関係機関、地域の医療・福祉関係機関、民間支援団体等との連携を強化し、より効果的で息の長い支援を行うことが必要です。

【具体的な施策】

No	施策名	施策の概要	所管
1	依存症相談窓口の設置	県立精神保健福祉センター内に依存症専門相談員を配置し、電話や面接による相談対応を通じ、専門的な医療機関や福祉サービス、自助グループ等の民間支援団体の活動などへつなぎます。また、本人向けの回復支援プログラムや家族教室の実施による直接的支援を実施します。	健康増進課
2	支援機関等を対象とした研修会の開催	保健所や市町村、支援機関等を対象とした依存症に関する研修会の開催を通じて、対応力の強化を図ります。	健康増進課

No	施策名	施策の概要	所管
3	依存症に関する相談対応	県立精神保健福祉センター（依存症相談窓口）及び各保健所において、依存症当事者や家族に対する相談対応を行います。	健康増進課
4	民間支援団体の活動の充実	依存症当事者と家族の生活の質を高め、安心して回復した状態を維持できる支援体制を整備するため、民間支援団体の活動を支援し、連携を図ります。	健康増進課
5	依存症サポーターの養成	依存症に関する偏見・差別の解消や対応力の向上を図るため、依存症サポーター研修会を開催します。	健康増進課
6	医療体制の充実	依存症治療等の拠点となる専門医療機関等を定め、適切な医療が受けられるよう支援体制を整備します。	健康増進課
7	依存症関連問題に関する講演会	県立精神保健福祉センターにおいて、中学校、高等学校の生徒に対して、各種依存症の基礎的な知識の獲得を目的とした出前授業を行います。	健康増進課
8	薬物乱用防止推進事業	・県民に対する「薬物乱用防止」の普及活動を行います。 ・小学校、中学校、高等学校の児童、生徒に対して、管内の保健所において「薬物乱用防止」に関する出前講座を行い、普及啓発を行います。 ・県が委嘱した薬物乱用防止指導員を中心に「薬物乱用防止」のキャンペーン等を実施します。	衛生薬務課
9	薬物関連問題相談事業	各保健所等において、薬物に関する相談対応を行います。	衛生薬務課

“山梨県地域生活定着支援センター”の取り組み

山梨県地域生活定着支援センター（以下、この項目において「センター」という。）は、矯正施設に入所中、または既に出所した高齢者や障害者のうち、福祉的な支援を必要とする者が地域社会の中で円滑に福祉サービス等を受けられるよう、支援を行っています。

センターは対象者の社会復帰と再犯防止を目的とし、平成 23 年 11 月に開設されました。令和 5 年度からは社会福祉法人光風会が山梨県からの委託を受け、保護観察所や関係機関と協働しながら事業を運営しています。センターの主な業務は以下の通りです。

・コーディネート業務

保護観察所からの依頼に基づき、矯正施設入所者を対象として、福祉サービスに係るニーズの内容の確認を行う。また、その情報をもとにして、受入れ先施設のあっせん又は福祉サービスに係る申請支援等を行う。

・フォローアップ業務

コーディネート業務のあっせんにより矯正施設退所者を受け入れた事業所に対し、必要な助言等を行う。

・被疑者等支援業務

保護観察所から依頼のあった刑事司法手続の段階にある被疑者・被告人等が対象者となる。コーディネート業務と概ね同様の業務内容となっている。

・相談支援業務

懲役もしくは禁錮の刑の執行を受け、又は保護処分を受けた後、矯正施設から退所した者が対象者となる。福祉サービス等の利用に関して、本人やその関係者からの相談に応じ、助言その他必要な支援を行う。

これらの業務を円滑かつ効率的に行うため、研修会の開催や関係機関の研修会・会議等への参加、関係機関への講師派遣、刑務所の社会復帰プログラム参加等、関係機関との連携を図っています。



再犯防止研修会への講師派遣



社会を明るくする運動への参加

“山梨県弁護士会”の取り組み

山梨県弁護士会では、刑事弁護センター内に刑事政策部会を設け、高齢者や障害者、生活困窮者等の福祉的支援を必要とする被疑者・被告人の刑事弁護を充実させるために、情報共有や情報提供を行うほか、福祉機関や医療機関などとの協議、連携を行っています。

当会では、入口支援として、弁護人が、福祉的支援が必要とされる高齢者や障害者ないし生活困窮者である被疑者・被告人について弁護をするに当たり、社会福祉士などの福祉関係者に支援をお願いした際にかかる費用を負担する制度を設けています。

この制度を弁護人が利用し、福祉関係者が被疑者などに接見したり、帰住先の環境調整をしたり、更生支援計画書を作成した場合は、福祉関係者に対し当会が定める基準に従い費用を支出しています。

この制度により、早い段階で被疑者などに更生支援が行われることで、再犯防止につながっています。

また、出口支援としては、「よりそい弁護士制度」を設け、弁護士が過去に罪に問われた人の社会復帰支援を行うのに際し、一定の費用をお支払いする制度を設けています。

さらには、「保護司ほっと相談」という制度を設け、対象者のことで悩んでいる保護司の方に対し、弁護士に無料で電話相談できる制度も設けております。

加えて、山梨以徳会を法テラスの指定相談場所として、入所者などを対象に無料法律相談会を開催しており、入口支援の網から漏れた場合も、出口支援の段階で再犯防止につなげるようなサポートを心がけております。

これらの取組には、福祉関係者の理解が不可欠であるため、福祉関係者と定期的に勉強会を開催しています。

“山梨ダルク”の取り組み

山梨ダルクとは、NPO 法人山梨ダルクデイケアセンターと一般社団法人山梨ダルク本部、二つの団体の総称です。

ダルク（DARC）とは、Drug Addiction Rehabilitation Center（薬物依存症回復施設）の略称で、責任者、スタッフ、利用者すべてが当事者です（当事者活動＝ピアサポート）。

薬物・アルコール等依存症者に対し、社会復帰に向けた生活訓練と就労支援を行います。日中はデイケアセンターに通所し、夜間は同じ悩みを抱えた仲間と共同生活しながら、ピアカウンセリングや12ステップ（回復の指針）等の回復プログラムを通じ、依存症からの脱却を目指します。また相談事業として家族・当事者からの相談を受け、家族には当事者との関わり方、当事者には薬物をやめる動機付け、場合によっては入寮を勧めます。

医療機関や自助グループを紹介するほか、相談から支援への流れが滞らないよう、福祉・司法・教育等の各機関とも連携を密に個別対応しています。



農作業プログラム



予防啓発活動



地域交流ソフトボール大会



ボランティア活動



スポーツプログラム

(3) 学校等と連携した非行の防止及び修学支援

a 学校における児童生徒の非行の未然防止

令和5年に県内で刑法犯により検挙された非行少年は79名で、前年の65名に比べ14名の増、比率では21.5%の増加となりました。不良行為では、令和5年が3,962人で、前年の3,912人から、49名の増、比率では1.3%の増加となっています。

令和5年の犯罪白書では、令和4年の全国データで、刑法犯により検挙された少年のうち、再非行少年率（少年の刑法犯検挙人員に占める再非行少年の人員の比率をいう。）は、平成29年以降は低下傾向にあるものの令和4年で31.7%と高い水準に留まっています。

学校における非行の未然防止のためには、児童や生徒の発達段階に応じた人権教育や道徳教育などが必要であり、それを指導する職員等の育成も重要となります。

【具体的な施策】

No	施策名	施策の概要	所管
1	小中学校生徒指導主事（主任）研修会の開催	小中学校の生徒指導主事（主任）を対象とした研修会を開催し、情報共有・課題等への対応を確認します。	特別支援教育・児童生徒支援課[教]
2	生徒指導主事連絡会議	高校の生徒指導主事を対象とした警察官等による研修会及び人権教育、道徳教育、いじめ・DV・自殺防止に関する研修会を開催します。	特別支援教育・児童生徒支援課[教]
3	しなやかな心の育成推進事業	生徒が、自他の生き方や存在を認め合い、自他を敬愛する「しなやかな心」を育成するため、気配り思いやりマナーアップ運動、道徳教育を推進します。 また、道徳教育推進教師を中心とした具体的改善のための取り組みを行います。	高校教育課[教]
4	キャリア形成支援事業	県弁護士会と連携し、模擬裁判を通じた法理解教育を推進します。	高校教育課[教]
5	山梨県学校警察補導連絡中央協議会	学校と警察の連携強化を目的として、定期的に山梨県学校警察補導連絡中央協議会を開催し、情報・課題の共有等を行います。	義務教育課[教]、高校教育課[教]、保健体育課[教]、特別支援教育・児童生徒支援課[教]、私学・科学振興課、人身安全・少年課[警]

b 非行少年に対する就労・修学支援の実施

県教育委員会では、県警察本部と協働して、平成30年に「山梨県少年サポートネット推進協議会」を設置し、非行等の問題を抱える少年の立ち直りを支援するため、「山梨県少年サポートネット推進事業（愛称：スマイルサポートプロジェクト（スマサポ）」を開始しました。対象少年に対して学習支援、就労支援等の支援プログラムを行い、少年の立ち直りを支援しています。

また、県や警察、教育委員会が定期的な情報共有、課題の検討等を行うことを目的として「山梨県学校警察補導連絡中央協議会（学警連）」を設置し、連携強化を図っています。

しかし、非行少年の立ち直りには学習支援、就労支援等の支援プログラムのほか、地域や家庭における居場所の確保、環境の整備が重要であり、非行を繰り返さないためには、より一層、地域社会で連携していくことが重要です。

【具体的な施策】

No	施策名	施策の概要	所管
1	山梨県少年サポートネット推進事業	甲府少年鑑別所（法務少年支援センター甲府）をはじめとする国の機関や青少年関係団体等と連携して、「スマイルサポートプロジェクト」を推進し、個々に適した支援プログラムにより非行少年の立ち直りを支援します。	生涯学習課[教]
2	スクールカウンセラー等活用事業	公立の小学校、中学校、高等学校にスクールカウンセラーを配置又は派遣し、児童生徒及び保護者、教職員等に対する助言や心理的な支援を行います。	特別支援教育・児童生徒支援課[教]
3	私立学校運営費補助金	私立の小学校、中学校、高等学校に対して、スクールカウンセラー等の配置を支援し、教育相談体制の充実を図ります。	私学・科学振興課
4	スクールソーシャルワーカー活用事業	各教育事務所や総合教育センターにスクールソーシャルワーカーを配置し、公立の小学校、中学校、県立高校等からの依頼により、社会福祉等の専門的な知識や技術を用いた相談対応や必要な機関への引継ぎ等を行います。	特別支援教育・児童生徒支援課[教]

“スマイルサポートプロジェクト”の取り組み

県教育委員会では、県警察と協働して、非行等の問題を抱える少年の立ち直りを支援するため、関係機関が連携したネットワークを構築し、少年一人ひとりに適した学習、就労等の支援プログラムの実施や支援情報のフィードバック等を行うスマイルサポートプロジェクト（通称：スマサポ）を行っています。

スマサポは、非行等の問題を抱える概ね中学生から20歳に至るまでの少年を対象にして、次のような伴走型による支援を行っています。

- ・ 家庭支援

少年等がより良い方向に向かっていけるよう、少年や保護者と面接をしたり定期的な連絡を取り合う等して連携を深めていきます。また、様々な関係機関とも連携し、今後の支援について助言します。

- ・ 体験活動

農業、スポーツ、物作り等様々な体験活動を通じて社会性、創造性を見いだすきっかけを作り出していきます。

- ・ 学習支援

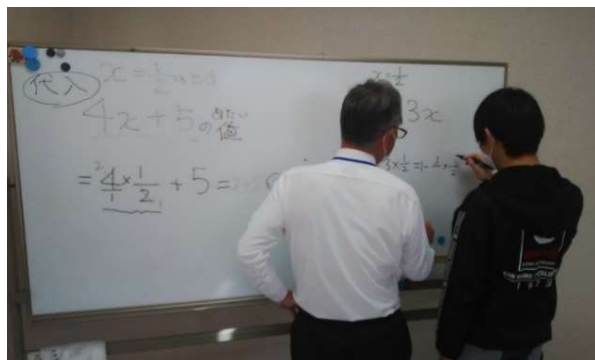
支援対象少年の学力に応じ、資格取得、復学、進学等に向け、少年に合った教材を用意提供していきます。

- ・ 就労支援

就職のための基礎的社会生活能力の習得を目指し、職業体験を行ったり相談機関への同伴といったサポートを行います。

スマサポは、平成30年9月に事業が発足し、令和5年度末までにのべ44人（男性33名、女性11名）の少年に立ち直り支援を行っています。

令和5年度中には、家庭支援等のプログラムを合計643回行っており、その内訳は、家庭支援506回、体験活動47回、学習支援88回、就労支援2回となっています。また、児童相談所、警察、学校、市町村などの関係機関と201回の連携を行っており、今後も各プログラムを通じて非行等からの立ち直りを目指していきます。



学習支援



体験活動

“山梨県BBS連盟”の取り組み

BBS とは？

BBSは“Big Brothers and Sisters movement”の略で、様々な問題を抱える少年らに対し、お兄さんやお姉さんのような目線で関わることで、少年が自分自身で問題を解決したり、健全に成長したりすることを支援するとともに、犯罪や非行のない地域社会の実現を目指す青年ボランティア団体です。

近年では、児童福祉施設における学習支援活動や児童館における子どもとのふれあい行事等も実施しています。

法務省の管轄にあり、保護観察所を拠点として、市町村などの行政区域や大学などを単位に、全国で約500会、約4,000人の会員が参加しています。

山梨県BBS連盟には、現在、山梨県立大学の学生が中心となっている甲府地区BBS会のみですが、将来的に郡内エリアに地区会を発足すべく、健康科学大学の学生が中心となって整備をしてくれています。

主な活動内容

具体的にどういった活動をしているのか、代表的なものをいくつかご紹介します。

- ①児童福祉施設における学習支援児童養護施設や児童自立支援施設などにおける学習支援を定期的実施しており、山梨県BBS連盟の活動の大部分を占めています。
- ②子ども食堂・学習支援プロジェクトは、①のようにBBSが主導するものだけでなく、近年話題の子ども食堂や宅食、外国籍や1人親家庭の子どもらを集めて学習支援をする学習支援プロジェクトなどへの参加協力もしています。

③ともだち活動

依頼数こそ少ないものの、BBS活動の中核的な活動です。保護観察中の少年を対象に、学習支援や会話などを通して社会復帰に向けた支援をします。

④イベント参加

刑務所主催の“矯正展”や、社会を明るくする運動の各種イベント参加などを通して、社会貢献をしつつ、BBS活動の周知も行っています。



社会を明るくする運動 街頭活動



矯正展の様子（上）、学習支援の様子（下）

(4) 特性に応じた効果的な支援の実施

a ストーカー加害者等に対する支援の実施

再犯防止のための支援等を効果的に行うためには、犯罪や非行の内容はもとより、対象者一人ひとりの経歴、性別、性格、年齢、家庭環境、交友関係、経済的な状況等の特性を適切に把握した上で、その者にとって適切な支援等を継続的に行うことが重要です。

県警察本部では、ストーカー加害者等を対象として心理学的及び精神医学的治療、カウンセリングへつなげる取り組みを実施するほか、暴力団からの離脱に向けた支援として、山梨県暴力団離脱者社会復帰対策連絡会を通じて、暴力団離脱者に対する就労支援等を行っています。また、前述した「スマイルサポートプロジェクト」により、非行少年一人ひとりに合わせた立ち直り支援を実施しています。

【具体的な施策】

No	施策名	施策の概要	所管
1	ストーカー加害者等に対する治療等の精神医学的及び心理的治療	関係機関と連携し、ストーカー加害者等に対して、心理学的及び精神医学的治療、カウンセリングへつなげる取り組みを推進し、ストーカー行為の再発防止及び被害者の安全確保を図ります。	人身安全・少年課[警]

b 再犯リスクが高い者に対する指導・支援の実施

ストーカー・DV加害者や窃盗犯、暴力団離脱者、非行少年等、犯罪や非行をした者の特性は様々であり、より効果的に支援を行うためには関係機関・団体等とのさらなる連携強化が必要です。

【具体的な施策】

No	施策名	施策の概要	所管
1	暴力団離脱の意志を有する者に対する援護等	山梨県暴力団離脱者社会復帰対策連絡会をはじめとした関係機関と連携し、暴力団離脱希望者に対する離脱妨害行為の予防、就労支援などを推進し、暴力のない明るく住みよい社会づくりを目指します。	組織犯罪対策課[警]

No	施策名	施策の概要	所管
2	依存症相談窓口の設置【再掲】	県立精神保健福祉センター内に依存症専門相談員を配置し、電話や面接による相談対応を通じ、専門的な医療機関や福祉サービス、自助グループ等の民間支援団体の活動などへつなぎます。また、本人向けの回復支援プログラムや家族教室の実施による直接的支援を実施します。	健康増進課
3	支援機関等を対象とした研修会の開催【再掲】	保健所や市町村等、支援機関を対象とした依存症に関する研修会の開催を通じて、対応力の強化を図ります。	健康増進課
4	依存症に関する相談対応【再掲】	県立精神保健福祉センター（依存症相談窓口）及び各保健所において、依存症当事者や家族に対する相談対応を行います。	健康増進課
5	医療体制の充実【再掲】	依存症治療等の拠点となる専門医療機関等を定め、適切な医療が受けられるよう支援体制を整備します。	健康増進課
6	薬物関連問題相談事業【再掲】	各保健所等において、薬物に関する相談対応を行います。	衛生薬務課
7	山梨県少年サポートネット推進事業【再掲】	甲府少年鑑別所（法務少年支援センター甲府）をはじめとする国の機関や青少年関係団体等と連携して、「スマイルサポートプロジェクト」を推進し、個々に適した支援プログラムにより非行少年の立ち直りを支援します。	生涯学習課[教]
8	スクールカウンセラー等活用事業【再掲】	公立の小学校、中学校、高等学校にスクールカウンセラーを配置又は派遣し、児童生徒及び保護者、教職員等に対する助言・援助を行います。	特別支援教育・児童生徒支援課[教]
9	私立学校運営費補助金【再掲】	私立の小学校、中学校、高等学校に対して、スクールカウンセラー等の配置を支援し、教育相談体制の充実を図ります。	私学・科学振興課
10	スクールソーシャルワーカー活用事業【再掲】	各教育事務所や総合教育センターにスクールソーシャルワーカーを配置し、公立の小学校、中学校、県立高校等からの依頼により、社会福祉等の専門的な知識や技術を用いた相談対応や必要な機関への引継ぎ等を行います。	特別支援教育・児童生徒支援課[教]

c 支援対象者への安定した支援の提供

刑事司法手続から離れた者（満期釈放者等）は、必要な各種サービスを知る機会が乏しいことや、必要なサービスにつながる機会に恵まれないことが多く、支

援が十分に届いていないことが懸念されるため、支援につなげる仕組みを整えることにより、安定した支援を提供し、地域社会における孤立防止を図る必要があります。

また、保護司の面接場所の充実などを通して、支援者の負担を軽減するとともに、支援対象者の利便性向上を図る必要があります。

【具体的な施策】

No	施策名	施策の概要	所管
1	支援対象者への安定した支援の提供	支援機関を紹介するチラシの作成・配布や相談窓口の整備を行います。	県民生活安全課
2	支援対象者の利便性向上	保護司の面接場所の確保を促進します。	県民生活安全課

基本方針 3 関係機関等との連携強化

(1) 国・市町村・民間団体等との連携強化

a 関係機関・民間協力者等とのネットワークの構築

様々な生きづらさを抱える犯罪をした者等が、地域社会で孤立せずに社会復帰するためには、国、県、市町村、民間団体その他関係者が緊密に連携協力し、犯罪被害者の心情等を理解した上で、総合的に施策を推進することが重要です。

特に、地域における再犯防止の推進については、民間協力者や民間協力団体に大きく支えられており、この方々の存在は、再犯防止を推進する上で欠かせないものとなっています。しかし、現在、少子高齢化や人口減少が進む中で、必要な体制の確保が困難となるなど、十分な活動ができない状況も出てきています。

【具体的な施策】

No	施策名	施策の概要	所管
1	関係機関とのネットワークの構築	国の関係機関、市町村、民間支援団体等によるネットワークを構築し、再犯防止に関する情報共有、課題の検討などを行い、再犯防止のための施策を推進します。	県民生活安全課
2	庁内連携会議の設置、全庁一体となった取り組みの実施	再犯防止施策の総合的な推進を図るため、庁内関係各課による連携会議を設置し、部局横断的な情報交換や課題の検討を行い、全庁一体となった取り組みを行います。また、各課から関係する機関、団体に対して、必要に応じて情報提供や、立ち直りへの支援について働きかけを行うことにより、県内全域に再犯防止の取り組みを広げていきます。	県民生活安全課

b 市町村の再犯防止推進計画策定等の取り組みへの支援

住民にとって最も身近な行政機関である市町村において、地方再犯防止推進計画を策定するなど、再犯防止に向けた支援の重要性を認識し、施策を推進していく必要があります。

特に刑務所等で服役している者のうち、住民票が除票されている場合については、福祉サービスが受けられず、就労も確保できないため、住民登録を行うことが円滑な社会復帰に必要不可欠となっており、市町村との連携が重要となります。

県内市町村において、地方再犯防止推進計画の策定や再犯防止のための施策が推進されるよう、理解の促進とスキルを向上させるため、市町村担当者会議等において必要な情報提供を行う必要があります。

【具体的な施策】

No	施策名	施策の概要	所管
1	市町村の再犯防止推進計画策定等の取り組みへの支援	県内市町村において、地方再犯防止推進計画の策定や再犯防止のための施策が推進されるよう、市町村担当者会議等において必要な情報提供を行います。	県民生活安全課

c 地域支援ネットワーク構築の促進

市町村は、犯罪をした者等が地域住民の一員として地域で安定して生活できるための、地域住民に最も身近な基礎自治体であり、保健医療・福祉等の各種行政サービスを適切に提供することが期待されています。

国の関係機関が中心となり、地方公共団体、民間団体その他関係者と連携し、ネットワークを構築する中で、適切な役割分担を踏まえながら、切れ目なく息の長い支援を行っていく必要があります。

特に、国の第2次計画では、「地域における包摂の推進」として地域全体での支援を強化することが求められており、国や都道府県だけでなく市町村での地域支援ネットワークの構築も求められています。

【具体的な施策】

No	施策名	施策の概要	所管
1	地域支援ネットワーク構築	市町村を対象とした研修会を開催するなど、市町村の理解促進、人材育成を進めることで、各地域での支援ネットワーク構築を促進します。	県民生活安全課

国の機関について

県内における再犯防止等に関する国の機関については、以下の機関があります。

- ・ 甲府地方検察庁

主に警察等からの送致を受けた事件を、さらに検察官による捜査を遂げて真実を解明した上、起訴・不起訴の判断をし、起訴のうち公判が開かれる事件については、適切な判決が宣告されるように立証や求刑を行う機関。

- ・ 甲府刑務所

主に裁判所で懲役等の判決を受けた者を収容し、受刑者の改善更生と社会復帰のための矯正処遇を行う機関。

- ・ 甲府少年鑑別所

家庭裁判所等の求めに応じ、医学、心理学、教育学等の専門的知識に基づき非行少年の鑑別等を行う機関。

- ・ 甲府保護観察所

裁判所等で保護観察付執行猶予判決を受けた者や仮釈放者等の保護観察に付された者に対して、保護観察官と保護司等による指導監督・補導援護等を行う機関。

- ・ 山梨労働局

県内の労働基準監督署、公共職業安定所（ハローワーク）とともに雇用・労働に関する4行政（雇用均等・労働基準・職業安定・人材開発）を運営する機関。

これら機関の取り組みについては、資料編50頁から57頁をご覧ください。



資料編



再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「犯罪をした者等」とは、犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。以下同じ。）若しくは非行少年であった者をいう。

2 この法律において「再犯の防止等」とは、犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）をいう。

（基本理念）

第三条 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰することが困難な状況にあることを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようにすることを旨として、講ぜられるものとする。

2 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院及び少年鑑別所をいう。以下同じ。）に収容されている間のみならず、社会に復帰した後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるよう、矯正施設における適切な収容及び処遇のための施策と職業及び住居の確保に係る支援をはじめとする円滑な社会復帰のための施策との有機的な連携を図りつつ、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、総合的に講ぜられるものとする。

3 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要であるとの認識の下に、講ぜられるものとする。

4 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、再犯の防止等に関する各般の施策の有効性等に関する調査研究の成果等を踏まえ、効果的に講ぜられる

ものとする。

(国等の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(連携、情報の提供等)

第五条 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。

2 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者に対して必要な情報を適切に提供するものとする。

4 再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者は、前項の規定により提供を受けた犯罪をした者等の個人情報その他の犯罪をした者等の個人情報を適切に取り扱わなければならない。

(再犯防止啓発月間)

第六条 国民の間に広く再犯の防止等についての関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間を設ける。

2 再犯防止啓発月間は、七月とする。

3 国及び地方公共団体は、再犯防止啓発月間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めなければならない。

(再犯防止推進計画)

第七条 政府は、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（以下「再犯防止推進計画」という。）を定めなければならない。

2 再犯防止推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
- 二 再犯の防止等に向けた教育及び職業訓練の充実に関する事項
- 三 犯罪をした者等の社会における職業及び住居の確保並びに保健医療サービス及び福祉サービスの利用に係る支援に関する事項
- 四 矯正施設における収容及び処遇並びに保護観察に関する体制その他の関係

機関における体制の整備に関する事項

五 その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項

- 3 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議しなければならない。
- 5 法務大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、再犯防止推進計画を公表しなければならない。
- 6 政府は、少なくとも五年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。
- 7 第三項から第五項までの規定は、再犯防止推進計画の変更について準用する。

(地方再犯防止推進計画)

第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

- 2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第九条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた再犯の防止等に関する施策についての報告を提出しなければならない。

第二章 基本的施策

第一節 国の施策

(特性に応じた指導及び支援等)

第十一条 国は、犯罪をした者等に対する指導及び支援については、矯正施設内及び社会内を通じ、指導及び支援の内容に応じ、犯罪をした者等の犯罪又は非行の内容、犯罪及び非行の経歴その他の経歴、性格、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況その他の特性を踏まえて行うものとする。

- 2 国は、犯罪をした者等に対する指導については、犯罪の責任等の自覚及び被害者等の心情の理解を促すとともに、円滑な社会復帰に資するものとなるように留意しなければならない。

(就労の支援)

第十二条 国は、犯罪をした者等が自立した生活を営むことができるよう、その就労を支援するため、犯罪をした者等に対し、その勤労意欲を高め、これに職業上有用な知識及び技能を習得させる作業の矯正施設における実施、矯正施設内及び社会内を通じた職業に関する免許又は資格の取得を目的とする訓練その他の効果的な職業訓練等の実施、就職のあっせん並びに就労及びその継続に関する相談及び助言等必要な施策を講ずるものとする。

(非行少年等に対する支援)

第十三条 国は、少年が可塑性に富む等の特性を有することに鑑み、非行少年及び非行少年であった者が、早期に立ち直り、善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けるため、少年院、少年鑑別所、保護観察所等の関係機関と学校、家庭、地域社会及び民間の団体等が連携した指導及び支援、それらの者の能力に応じた教育を受けられるようにするための教育上必要な支援等必要な施策を講ずるものとする。

(就業の機会の確保等)

第十四条 国は、国を当事者の一方とする契約で国以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物品の納入に対し国が対価の支払をすべきものを締結するに当たって予算の適正な使用に留意しつつ協力雇用主（犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする事業主をいう。第二十三条において同じ。）の受注の機会の増大を図るよう配慮すること、犯罪をした者等の国による雇用の推進その他犯罪をした者等の就業の機会の確保及び就業の継続を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(住居の確保等)

第十五条 国は、犯罪をした者等のうち適切な住居、食事その他の健全な社会生活を営むために必要な手段を確保することができないことによりその改善更生が妨げられるおそれのある者の自立を支援するため、その自助の責任を踏まえつつ、宿泊場所の供与、食事の提供等必要な施策を講ずるとともに、犯罪をした者等が地域において生活を営むための住居を確保することを支援するため、公営住宅（公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第二条第二号に規定する公営住宅をいう。）への入居における犯罪をした者等への特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

(更生保護施設に対する援助)

第十六条 国は、犯罪をした者等の宿泊場所の確保及びその改善更生に資するよう、更生保護施設の整備及び運営に関し、財政上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第十七条 国は、犯罪をした者等のうち高齢者、障害者等であって自立した生活を営む上での困難を有するもの及び薬物等に対する依存がある者等について、その心身の状況に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう、医療、保健、福祉等に関する業務を行う関係機関における体制の整備及び充実を図るために必要な施策を講ずるとともに、当該関係機関と矯正施設、保護観察所及び民間の団体との連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

(関係機関における体制の整備等)

第十八条 国は、犯罪をした者等に対し充実した指導及び支援を行うため、関係機関における体制を整備するとともに、再犯の防止等に係る人材の確保、養成及び資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

(再犯防止関係施設の整備)

第十九条 国は、再犯防止関係施設(矯正施設その他再犯の防止等に関する施策を実施する施設をいう。以下この条において同じ。)が再犯の防止等に関する施策の推進のための重要な基盤であることに鑑み、再犯防止関係施設の整備を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(情報の共有、検証、調査研究の推進等)

第二十条 国は、再犯の防止等に関する施策の効果的な実施に資するよう、関係機関が保有する再犯の防止等に資する情報を共有し、再犯の防止等に関する施策の実施状況及びその効果を検証し、並びに犯罪をした者等の再犯の防止等を図る上で効果的な処遇の在り方等に関する調査及び研究を推進するとともに、それらの結果等を踏まえて再犯の防止等に関する施策の在り方について検討する等必要な施策を講ずるものとする。

(社会内における適切な指導及び支援)

第二十一条 国は、犯罪をした者等のうち社会内において適切な指導及び支援を受けることが再犯の防止等に有効であると認められる者について、矯正施設における処遇を経ないで、又は一定期間の矯正施設における処遇に引き続き、社会内において指導及び支援を早期かつ効果的に受けることができるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(国民の理解の増進及び表彰)

第二十二条 国は、再犯の防止等に関する施策の重要性について、国民の理解を深め、その協力を得られるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、再犯の防止等の推進に寄与した民間の団体及び個人の表彰に努めるものとする。

(民間の団体等に対する援助)

第二十三条 国は、保護司会及び協力雇用主その他民間の団体又は個人の再犯の防止等に関する活動の促進を図るため、財政上又は税制上の措置等必要な施策を講ずるものとする。

第二節 地方公共団体の施策

第二十四条 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、前節に規定する施策を講ずるように努めなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

2 国は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和四年五月二五日法律第五二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

(政令への委任)

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

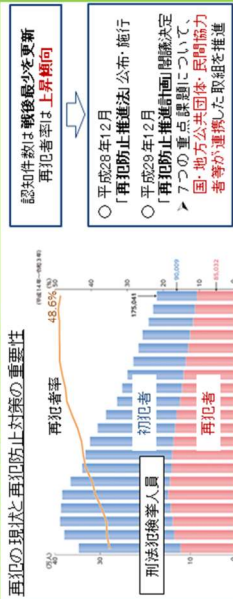
国における再犯防止推進計画（概要）

第二次再犯防止推進計画（概要）

計画期間：令和5年度から令和9年度

I 第二次再犯防止推進計画策定の目的

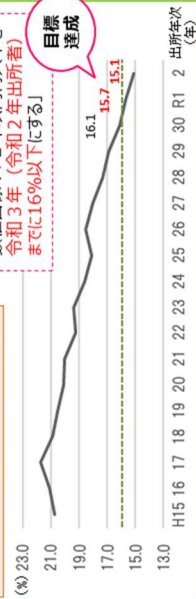
第二次再犯防止推進計画策定の経緯



第一次再犯防止推進計画に基づく取組

- 選期刑務所対策の充実強化
 - 矯正施設在在所中の生活環境の調整の強化
 - 更生保護施設による訪問支援事業の開始(R3.10～)
- 地方公共団体との連携強化
 - 「地域再犯防止推進モデル事業」の実施(H30～R2)
 - 地方再犯防止推進計画の策定支援(402団体で策定済み(R4.10.1))
- 民間協力者の活動の促進
 - 民間資金の活用などによる草の根の支援活動の広がり

出所受刑者の2年以内再入率の推移



第二次再犯防止推進計画の基本的な方向性

- ① 犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく、生活の安定が図られるよう、個々の対象者の主体性を尊重し、それぞれが抱える課題に応じた「息の長い」支援を実現すること。
- ② 就労や住居の確保のための支援をより一層強化することに加え、犯罪をした者等への支援の実効性を高めるための相談拠点及び民間協力者を含めた地域の支援連携(ネットワーク)拠点を構築すること。
- ③ 国と地方公共団体との役割分担を踏まえ、地方公共団体の主体的かつ積極的な取組を促進するとともに、国・地方公共団体・民間協力者等の連携を更に強化すること。

II 今後取り組んでいく施策

7つの重点課題とその具体的施策

- ① 就労・住居の確保
 - (1) 就労の確保
 - 拘禁刑創設後、社会復帰後の自立・就労を見据えた受刑者の特性に応じた刑務作業の実施
 - 雇用ニーズに応じた職業訓練種目の整理
 - 寄り添い型の支援による職場定着支援及び離職後の再就職支援、多様な協力雇用主の開拓及びその支援の充実
 - (2) 住居の確保
 - 更生保護施設等が地域社会での自立生活を見据えた処遇(福祉へのつなぎ、薬物依存回復支援、通所・訪問支援等)をを行うための体制整備
 - 地域社会における定住先の確保に向けた居住支援法人との連携強化、満期釈放者等への支援情報の提供
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進
 - (1) 高齢者又は障害のある者等への支援
 - 福祉的支援のニーズの適切な把握と動機付けの強化
 - 刑事司法関係機関、更生保護施設、地域生活定着支援センター、地方公共団体等の多機関連携の強化
 - 被疑者等段階からの生活環境調整等の効果的な人口支援の実施
 - (2) 薬物依存の問題を抱える者への支援
 - 矯正施設及び保護観察所における一貫した専門的プログラムの実施
 - 更生保護施設等の受入れ・処遇機能の充実、自助グループ等の民間団体との連携強化
 - 増加する大麻事犯に対応した処遇の充実
- ③ 学校等と連携した修学支援
 - 矯正施設と学校との連携による学力向上の継続に向けた取組の充実
 - 民間の学力試験の活用や高卒認定試験指導におけるICTの活用、在院中の通信制高校への入学
 - 学校や地域社会における修学支援の充実、地域における非行の未然防止
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導
 - 拘禁刑創設の趣旨を踏まえた改善指導プログラムの充実、犯罪被害者等の心情を考慮した処遇の充実
 - 若年受刑者に対する少年院のノウハウや設備等を活用した指導、特定少年に成年としての自覚・責任を喚起する指導
 - 性犯罪やストーカー・DV加害者、女性等の特性に応じた指導等の充実
- ⑤ 民間協力者の活動の促進
 - 持続可能な保護司制度の確立とその他の保護司に対する支援
 - 保護司の活動環境等についての検討・試行、保護司活動のデジタル化の推進
 - 地域の民間協力者(NPO法人、自助グループ、弁護士等)の積極的な開拓及び一層の連携
 - 民間事業者のノウハウ等を活用した再犯防止活動の促進
- ⑥ 地域による包摂の推進
 - 国・都道府県・市区町村の役割の明確化
 - 地方公共団体の取組への支援
 - 地方公共団体による再犯防止の推進に向けた取組の促進、地方公共団体への情報・知見の提供
 - 地域における支援の連携強化
 - 保護観察所、法務少年支援センター(少年鑑別所)における地域援助の推進、更生保護地域連携拠点事業の充実
 - 相談できる場所の充実
 - 保護観察所における者等に対する援助の充実、更生保護施設による訪問支援事業の拡充
- ⑦ 再犯防止に向けた基盤の整備
 - 矯正行政・更生保護行政のデジタル化とデータ活用による処遇等の充実、情報連携と再犯防止施策の効果検証の充実、人的・物的体制の整備

- 7つの成果指標を設定し、本計画に基づく具体的施策の実施状況・効果について適切にフォローアップ
- ① 検察官の再犯防止率及び再入率
 - ② 刑務所中の再入率、又は刑務所執行中の再入率
 - ③ 出所受刑者の2年以内再入率
 - ④ 出所受刑者の3年以内再入率
 - ⑤ 出所受刑者の3年以内再入率
 - ⑥ 主たる罪、特定3年以内再入率
 - ⑦ 主たる罪、特定3年以内再入率
 - ⑧ 主たる罪、特定3年以内再入率
 - ⑨ 主たる罪、特定3年以内再入率
 - ⑩ 主たる罪、特定3年以内再入率
 - ⑪ 主たる罪、特定3年以内再入率
 - ⑫ 主たる罪、特定3年以内再入率
 - ⑬ 主たる罪、特定3年以内再入率
 - ⑭ 主たる罪、特定3年以内再入率
 - ⑮ 主たる罪、特定3年以内再入率
 - ⑯ 主たる罪、特定3年以内再入率
 - ⑰ 主たる罪、特定3年以内再入率
 - ⑱ 主たる罪、特定3年以内再入率
 - ⑲ 主たる罪、特定3年以内再入率
 - ⑳ 主たる罪、特定3年以内再入率
 - ㉑ 主たる罪、特定3年以内再入率
 - ㉒ 主たる罪、特定3年以内再入率
 - ㉓ 主たる罪、特定3年以内再入率
 - ㉔ 主たる罪、特定3年以内再入率
 - ㉕ 主たる罪、特定3年以内再入率
 - ㉖ 主たる罪、特定3年以内再入率
 - ㉗ 主たる罪、特定3年以内再入率
 - ㉘ 主たる罪、特定3年以内再入率
 - ㉙ 主たる罪、特定3年以内再入率
 - ㉚ 主たる罪、特定3年以内再入率
 - ㉛ 主たる罪、特定3年以内再入率
 - ㉜ 主たる罪、特定3年以内再入率
 - ㉝ 主たる罪、特定3年以内再入率
 - ㉞ 主たる罪、特定3年以内再入率
 - ㉟ 主たる罪、特定3年以内再入率
 - ㊱ 主たる罪、特定3年以内再入率
 - ㊲ 主たる罪、特定3年以内再入率
 - ㊳ 主たる罪、特定3年以内再入率
 - ㊴ 主たる罪、特定3年以内再入率
 - ㊵ 主たる罪、特定3年以内再入率
 - ㊶ 主たる罪、特定3年以内再入率
 - ㊷ 主たる罪、特定3年以内再入率
 - ㊸ 主たる罪、特定3年以内再入率
 - ㊹ 主たる罪、特定3年以内再入率
 - ㊺ 主たる罪、特定3年以内再入率
 - ㊻ 主たる罪、特定3年以内再入率
 - ㊼ 主たる罪、特定3年以内再入率
 - ㊽ 主たる罪、特定3年以内再入率
 - ㊾ 主たる罪、特定3年以内再入率
 - ㊿ 主たる罪、特定3年以内再入率

国の機関の取り組み

“甲府地方検察庁”の取り組み

甲府地方検察庁（以下、「甲府地検」という。）は、主に警察等からの送致を受けた事件について、さらに検察官による捜査を遂げて真実を解明した上、起訴又は不起訴の処分を行い、裁判所に法の正当な適用を請求し、裁判の執行の指揮監督をする国の機関です。

また、甲府地検では、事件捜査・公判立証のほか、平成 28 年 6 月に「刑事政策推進班」を設置し

- ・ 罪を犯した高齢者、障害者、生活困窮者等の改善更生、再犯防止に向けた支援
- ・ 犯罪被害者及び遺族等に対する有効な保護、支援
- ・ 児童虐待事件等における関係機関との連携

を目的として、検察権の行使による刑事政策を推進する取り組みを行っています。

その中の一つである再犯防止に向けた支援については、不起訴処分とした者や執行猶予判決・罰金刑の言渡しを受けた者に対する入口支援と、懲役刑の判決を受けて服役後、矯正施設から釈放された者に対する出口支援に分かれています。

甲府地検は、主として入口支援に関与しており、捜査・公判活動を通して知り得た、支援対象者の再犯防止に向けた社会復帰のための有益な情報を、甲府保護観察所等の社会復帰支援実施機関に提供し、同機関と協議をするなどして連携し、支援対象者の再犯防止に向けた社会復帰支援を行っており、令和 6 年度は、10 月末現在で 12 件の案件について支援を実施しました。

しかしながら、支援対象者の中には、住居があり生活保護や年金を受給しているが生活が困窮している高齢者や、生活力のない実子等と生活していることで生活が困窮し犯罪を犯した者や、犯罪を犯した者が無職で生活力がないため高齢の親が生活の世話をしている場合や、知的・精神障害等が疑われる者において支援する必要がある場合など、その事情は多様であり、甲府地検としても独自に福祉等につなぐ必要性が生じており、そのための各関係機関との連携スキームの構築が求められてきました。

そこで、甲府地検は、令和 6 年 7 月から、山梨県社会福祉士会の社会福祉士を社会福祉アドバイザーとして迎え、同アドバイザーと連携した独自の入口支援の取り組みを開始し、同年 10 月末現在で、2 件の案件について支援を実施しました。いずれの事案も、住居があり生活保護と年金を受給しているものの、生活が困窮して犯罪を犯した高齢者でした。支援に当たっては、担当検察官による社会福祉アドバイザーとの協議の実施、社会福祉アドバイザーによる対象者との面談の実施（担当検察官等も同席）、社会福祉アドバイザー、甲府地検の職員、各関係機関の担当者とのケース会議を開催し、情報を共有しながら支援対象者に対してどのような支援が好ましいのかを協議し、地域包括支援センター、福祉事務所、養護施設などの各関係機関と連携をしながら支援を実施しました。

今後も、より支援対象者の実情に沿った再犯防止に向けた社会復帰支援を実施していくために、甲府保護観察所、社会福祉アドバイザー、その他各関係機関との連携スキームを強化していきます。

“甲府刑務所”の取り組み

甲府刑務所では、刑事施設における受刑者の処遇の一層の充実を図り、再犯を防止することを目的として令和 7 年 6 月から施行される拘禁刑に係る各種制度変更を検討しております。

令和 7 年 6 月から、懲役刑及び禁錮刑が拘禁刑に一元化されることに併せ、従前まで、受刑者を収容する刑務所は、受刑者の犯罪傾向（初犯・累犯）及び刑の長短によって分けられていたところ、これを受刑者個々が抱える問題点に着目し、問題点を等しくする者ごとに集約することとなりました。

これに伴い、甲府刑務所は、主に 26 歳以上で執行刑期 10 年未満の犯罪傾向が進んだ人（累犯）を集約する施設から、薬物への依存度が高い人、高齢の人、身体又は精神に障害があり、普通の生活が送れない人を集約する施設に変わることとなります。再犯防止に関しては、国の再犯防止推進計画の重点分野に基づき、次の取り組みを行っています。

1 就労・住居の確保

出所後の再犯防止に資する職業訓練、就労支援、帰住先の調整を行っています。

職業訓練では、知識や技能を活かして就労に結びつけられるよう、事業者の協力を得て、溶接科（取得資格：アーク溶接、ガス溶接、玉掛け等）、建設く体工事科（取得資格：足場の組立て等特別教育講習、小型移動式クレーン運転技能講習等）、ビジネススキル科（ワード、エクセルの基礎操作の習得）を行っています。

就労支援では、山梨労働局とともに、希望する受刑者に職業相談や企業採用面接を行って、在所中に就職先を確保できるようにしています。また、高齢者や障がい者をはじめ、事情により出所後に頼れる人がいない、帰る家がないなどの生活に不安がある受刑者に対して、関係機関と連携して帰住先の調整を行っています。

2 保健医療・福祉サービスの利用促進

社会復帰準備指導プログラムなどを通じて、高齢・障害を有する等の理由により、円滑な社会復帰が困難であると認められる受刑者に、各種福祉保健制度に関する知識を身に付けさせるとともに、出所後、継続して治療を受けなければならない場合には、医療機関に診療情報を提供するなどして、出所後に必要なサービスへつながるよう取り組んでいます。また、薬物事犯の受刑者に対しては、特別改善指導の一つとして認知行動療法を取り入れた薬物依存離脱指導を、民間自助団体の協力を得ながら行っています。

3 学校と連携した修学支援

教科指導として、基礎的な学力不足を補うため補習教育を行っています。また、在所中に高等学校卒業程度認定試験を受験できるほか、県内の高等学校の協力を得て、通信制課程を受講することができます。さらに、余暇時間を利用した通信教育、簿記検定試験の実施なども実施しています。

4 特性に応じた効果的な指導

受刑者に対して、面接やテストを行って個人の特性を調べ、刑務所における処方針や処遇要領、さらには受刑者個人が在所中に取り組むべき目標を決定します。

受刑者には、犯罪の責任を自覚させ、健康な心身を培わせ、社会生活に適応するのに必要な知識及び生活態度を習得させるため、改善指導を行っています。改善指導には、一般改善指導とそれぞれの特性に応じた特別改善指導があります。

特別改善指導には、先に述べた薬物依存離脱指導のほか、暴力団離脱指導、性犯罪再犯防止指導、被害者の視点を取り入れた教育、交通安全指導及び暴力防止指導の6つがあります。また、受刑者との面接や性格検査など、甲府少年鑑別所とアセスメント機能の強化を図る協力体制を整えています。

5 民間協力者の活動促進

豊富な社会経験や専門的知識を有する民間の篤志家である篤志面接委員の方には、受刑者の悩みや問題についての助言・指導や、クラブ活動の指導などを行っていただき、民間の宗教家である教誨師の方には、受刑者の希望に応じて、宗教上の儀式行事、教誨などを行っていただくなど、民間協力者の方と連携して受刑者等の処遇に当たっています。

6 勤労の習慣を持たせる刑務作業

懲役刑では「義務」とされていた刑務作業ですが、拘禁刑では、改善更生を図る目的のため、作業を実施させることとなりました。就労し、社会生活を営むことが再犯防止に資することは、犯罪白書等の統計から明らかになっており、勤労の習慣を持たせる意味でも、受刑者に刑務作業を行わせることは大切なことと考えています。単に作業を行わせるのではなく、受刑者個々の希望や能力等を勘案し、最も効果的な作業を指定し、勤労に対する動機付けを行っています。さらに、刑務所の現状と重要性を広く国民の皆様知っていただくため、受刑者が改善更生を目指して製作した刑務所作業製品の展示・即売や再犯防止の取り組みをはじめとする矯正行政の広報を行う「矯正展」を毎年開催しています。

7 地方公共団体との連携強化

山梨県、甲府市をはじめとする各地方公共団体に対して、刑務所の現状や再犯防止に関する情報などを積極的に提供し、刑事施設の資源を地域のために活用する方法を模索するなどし、連携を深めています。

8 関係機関の人的・物的体制の整備

ハローワーク、甲府保護観察所、就労支援事業者機構等と出所後の就労等に係る協力体制を構築し、出所者の再犯防止に向け、連携の強化を図っています。

受刑者の再犯を防止し、社会復帰後の社会定着を図るためには、就労への意識を高めたり、社会に適応するのに必要な知識の付与など改善更生や円滑な社会復帰のための指導等を行うとともに、出所者を受け入れる社会の理解や就労、帰住地の確保のため、企業、福祉施設、各種団体等の協力を得ることが必要不可欠となっています。

“甲府少年鑑別所（法務省少年支援センター甲府）”の取り組み

甲府少年鑑別所（法務省少年支援センター甲府）は、

- ① 家庭裁判所や保護観察所、刑務所等の求めに応じ、非行・犯罪に至った特性や環境、状況等の事情を分析して、その事情を改善するための指針を提示する「鑑別」を行うこと
- ② 家庭裁判所等の決定により、少年鑑別所に収容している者に対して、健全育成の観点も踏まえ、基本的な生活習慣等に関する助言・指導等の「観護処遇」を行うこと
- ③ 非行・犯罪に関する問題や、思春期の子供たちの行動理解等に関する知識・ノウハウを活用し、地域社会における非行及び犯罪の防止に係る相談支援等への対応という「地域援助」を行うこと

を目的とする法務省所管の施設です。

地域援助においては、甲府市大津町にある甲府少年鑑別所も「法務少年支援センター甲府」という名称を用いて、非行・犯罪やそれに類する問題行動の防止を目的とし、一般の方々や関係機関の依頼、相談に基づき、必要に応じて関係機関と連携しながら、

- 1) 相談、心理検査依頼への対応、心理治療的あるいは教育的な働き掛け
- 2) 事例検討
- 3) 講演や研修、出前授業への職員派遣
- 4) 再犯防止や健全育成に係る地域の関係機関等とのネットワークへの参画
- 5) 地域の関係機関の方々等を招いての研修会（勉強会）の開催



出前授業の様子

を行っています。

事例に係る相談等には、臨床心理士等の資格を有する心理技官や、少年院、刑務所等で教育プログラムの実施等の経験がある法務教官が対応します。

名称では「少年」という言葉が使われていますが、相談対象は少年に限りません。非行・犯罪の防止等に係る相談、依頼であれば、「鑑別」と併せて、逮捕前、施設収容中、施設を出た後等、法的手続の流れのどの段階でも、あるいは、非行・犯罪には至っていない家庭や学校等での問題行動にも関与することができます。一方、地域援助においては、呼び出したり、身柄を保護したりするような強制力を伴う権限はないので、あくまで対象者の自発的な意思に基づく支援になります。

また、アウトリーチに関しては、今のところ、家庭訪問等はありませんが、学校等での事例検討会等、公的な場所に職員を派遣することは可能です。

事例の見立て等でお悩みの点があれば、一緒に対応等を検討するカンファレンス等に応じることもできますので、遠慮なく御相談ください。

法務少年支援センター甲府

本人や御家族、学校の先生など関係機関の方々からの
非行や犯罪等の防止に係る御相談に応じています。
まずはお気軽にお電話ください。

受付：平日 午前9時～午後0時

午後1時～午後4時30分

TEL：055-241-7747（相談専用）

TEL：055-241-1881（参観等申込み）

○ 相談は無料です。

○ 相談された方の秘密は、かたく守られます。

“甲府保護観察所”の取り組み

保護観察所は、刑法や刑事訴訟法、少年法、更生保護法などに基づいて、犯罪をした人や非行のある人の再犯・再非行を防止するために必要な指導や支援その他の業務を担っている国の機関であり、保護観察官と社会復帰調整官という専門職が配置されます。地方裁判所の管轄区域ごとに置かれることとされており、甲府保護観察所は、山梨県全域をその管轄区域としています。

保護観察所は、犯罪被害者に関する業務や、精神保健観察等に関する業務も担っていますが、再犯防止に関しては、主に次のような取り組みをしています。

- ・犯罪をした人・非行のある少年に対する保護観察（地域のボランティアである保護司と協働して、所定の期間、対象となった人への指導や支援を実施）
- ・釈放後に山梨県内への居住を希望している矯正施設被収容者に関する生活環境の調整
- ・犯罪をした人等のうち、生活に困るものの、処分終了後に親族や地方公共団体などから直ちに支援を受けられない人に対する更生緊急保護（所定の期間内に必用な限度で緊急的な支援を実施）
- ・地域援助（犯罪をした人等やその家族、その支援者から、犯罪をした人等への対応についての困りごと・悩みごとに関する相談を受け、情報の提供や助言などを実施・次頁参照）

なお、保護観察における指導においては、例えば、①薬物事犯者について、山梨ダルクや県立精神保健福祉センター、医療機関等と連携して専門的なプログラムを集団形式で実施したり、②保護司会などの民間ボランティア組織と連携・協力して、保護観察の対象となった人が社会で役立つ活動を行い、人の役に立てたという自己有用感や社会のルールを守る意識を育むことでその立ち直りを支援する「社会貢献活動」や③罪の重さを認識させて悔悟の情を深めさせ、被害者等に対し誠実な対応を促すための「しょく罪指導」を実施したりするなど、工夫をしながら再犯・再非行の防止を図っています。

また、保護観察における支援や更生緊急保護においては、犯罪をした人等が生活に困って再犯・再非行に至ることのないよう、例えば、①所定の期間内に一時的に生活するための民間施設である更生保護施設・自立準備ホームを紹介したり、②ハローワークや就労支援事業者機構、協力雇用主と連携した就労支援を実施したり、③地方公共団体の各種窓口を紹介したりしています。

そして、上記以外にも、保護司、更生保護施設、自立準備ホーム、更生保護女性会員、BBS 会員、協力雇用主、就労支援事業者機構等の民間ボランティアや団体、地方公共団体や地域生活定着支援センターその他の関係者と協働・協力して、再犯・再非行防止に関する指導・支援を実施したり、犯罪をした人等への理解を深めるための広報啓発活動を実施したりしています。

甲府保護観察所は、新たな被害を生まない安全で安心な山梨県の実現に向けて、今後も、犯罪をした人等への指導を着実に行うとともに、支援が必要な人には自ら支援を行い又は支援が行われるよう調整を行い、さらには、これらの指導や支援が安全に着実に行われる環境が整うよう、関係者との更なる協議を重ねていきます。

保護観察所の地域援助

一人一人のかけがえのない暮らしを支える地域支援ネットワークの構築に取り組んでいます



保護
観察所

保護観察所では、更生保護関係団体の皆様とも連携し、刑務所等を出所した人や保護観察を受けていた人などが、地域社会で生きづらさを抱え支援を必要としているときに、必要な支援を円滑かつ継続的に受けられるよう、多様な分野の機関・団体の皆様とのネットワーク構築に取り組んでいます。

住居

居住支援を行う
機関・団体との
調整など



犯罪や非行のない、誰もが安心して暮らせる地域づくりは、地域に暮らすみんなの願いです。犯罪・非行の防止や立ち直り支援のため、保護観察所が推進する地域支援ネットワークへの御理解・御参画をよろしくお願いいたします。

保健・福祉

- 生活保護や福祉サービスを受けるための手続のサポート
- 市町村等と連携した福祉サービスの調整など



仕事



出所等の立ち直りに
理解のある事業主の
もとの就労支援など

修学

学習支援や
学校との
連絡調整など



依存症からの回復

薬物・アルコール依存
からの回復支援施設の
紹介や利用調整など



医療

病状等に応じた
医療機関の紹介
など



保護観察所では次のような支援を行っています。お気軽にご相談ください。

＜ 地域の皆様へ ＞

犯罪・非行の地域相談窓口「りすたぼ」

一人ひとりの再出発をサポート

犯罪・非行の 地域相談窓口 りすたぼ

地域社会で生きづらさを抱えているご本人やそのご家族、支援者の方から、専門の職員が困りごと・悩みごとをお聴きし、相談内容に応じたアドバイスや、関係機関・団体等と連携して、必要な支援を受けられるよう調整したりします。



＜ 関係機関・団体の皆様へ ＞

研修・講演会

犯罪・非行に関する研修や講演会等の企画の支援、職員派遣などを行います。

事例検討会への参加

刑務所を出所した人などへの支援事例に関する検討会等に参加し、支援方針の見立てや支援方法に関する助言・提案を行います。



広報・情報発信等の支援

犯罪予防や再犯防止に関する広報や情報発信等に適した広報素材等の提供などを行います。



個別ケースへの対応

関係機関・団体の皆様が支援をしている方への支援に関する助言や提案を行います。相談内容に応じて、保護観察所も連携して支援を行います。



“山梨労働局”の取り組み

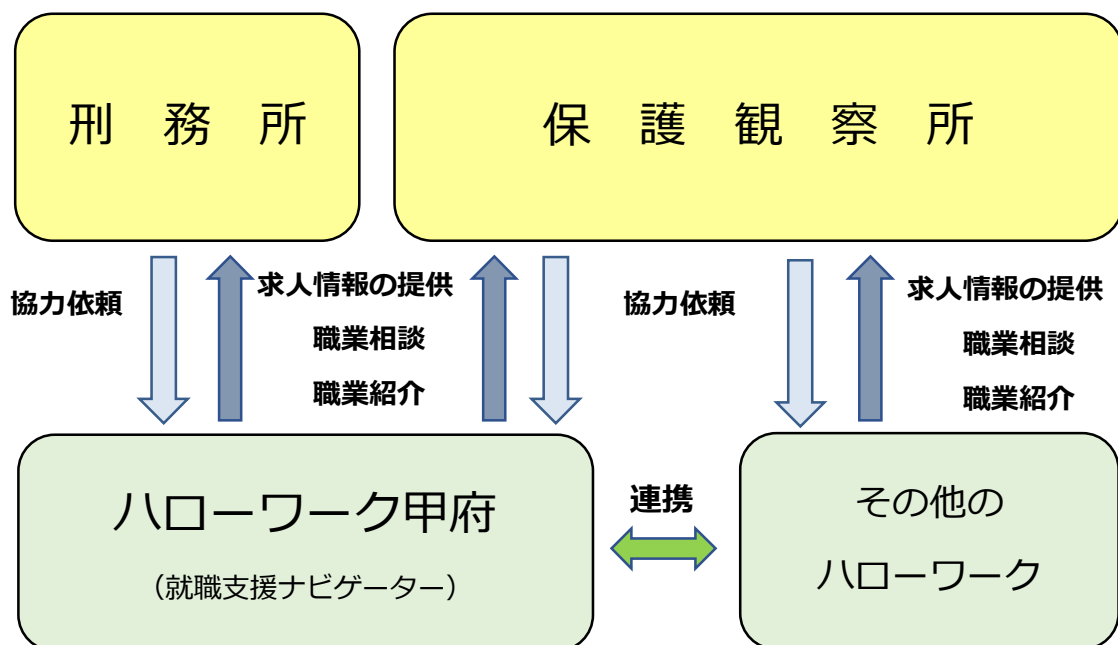
山梨労働局は、県内の労働基準監督署・公共職業安定所（ハローワーク）とともに雇用・労働に関する４行政（雇用均等、労働基準、職業安定、人材開発）を運営している厚生労働省の地方出先機関です。

働く意欲のあるすべての人たちが、その能力を十分に発揮できる就労環境を実現するとともに、仕事と生活の調和を図り、安全で健康に働くことができる職場づくりに取り組んでいます。

再犯により刑務所に入所した人の多くは無職であり、再犯防止には何よりも生活基盤を確保するための就労支援が大切です。

法務省と厚生労働省では、刑務所出所者等の就労支援を総合的・一元的に行うため「刑務所出所者等就労支援事業」を実施しており、その主な取り組みは次のとおりです。

- ・ 刑務所及び保護観察所からの協力依頼に基づき、ハローワーク甲府に配置した就職支援ナビゲーターが、各施設において職業講話、求人情報の提供、職業相談・職業紹介等の支援を実施。
- ・ その他のハローワークでは、協力雇用主に対する求人開拓を行うほか、保護観察所からの協力依頼に基づき、求人情報の提供、職業相談・職業紹介等の支援を実施。
- ・ 支援対象者の能力と適性及び幅広いニーズに合う求人情報を提供するために、ハローワークにおいて専用求人の開拓を実施。



ハローワークと刑務所等の連携イメージ

山梨県再犯防止推進会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本県の再犯防止の推進の参考とするため、有識者等から幅広く意見聴取することを目的として開催する山梨県再犯防止推進会議（以下「推進会議」という。）の運営について、必要な事項を定めるものである。

(意見を求める事項)

第2条 推進会議は次の各号に掲げる事項について、専門的見地等に基づく意見を聴取する。

- (1) 山梨県再犯防止推進計画の策定及び計画に基づく施策の実施に関する事項。
- (2) その他再犯防止の推進に関する事項。

(構成員)

第3条 推進会議は、意見を求める事項に関して知識または経験を有する者のうちから、別表に掲げる分野から、県民生活安全課長が依頼する委員をもって構成する。

(会議)

第4条 推進会議は、県民生活部長が招集する。

- 2 推進会議に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 3 座長は会議を進行する。
- 4 座長に事故のあるときは、あらかじめその指名する委員が代理する。
- 5 県民生活部長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を推進会議に出席させ、意見を求めることができる。

(代理出席)

第5条 委員は、やむを得ない事情により推進会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

- 2 前項の代理者は、委員とみなす。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、県民生活安全課において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、県民

生活安全課長が定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和２年４月１日から施行する。
(山梨県再犯防止推進会議設置要綱の廃止)
- 2 山梨県再犯防止推進会議設置要綱（令和元年７月２９日施行）は、廃止する。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和４年４月１日から施行する。
- 2 この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

(別表)

分野
学識経験者
司法関係機関
支援機関
県機関
国機関
警察

山梨県再犯防止推進関係相談窓口

相談内容		相談窓口	電話番号	受付時間
就労・住居に関する こと	就労相談	障がい者就業・生活支援センター 陽だまり	0551-45-9901	平日・第2土曜 8:30～17:30 第3月曜は休み
		すみよし 障がい者就業・生活支援センター	055-221-2133	平日9:00～17:00
		障がい者就業・生活支援センター コビット	0553-39-8181	平日9:00～17:00
		障がい者就業・生活支援センター ありす	0555-30-0505	平日8:30～17:30
		やまなし・しごと・プラザ	055-233-4510	平日9:30～18:00 (職業相談・職業紹介・求人検索も同時時間) 土曜日13:00～17:00 (職業相談・職業紹介・求人検索を除く) 閉庁日/日曜日、祝日、12/29～1/3
		やまなし・しごと・プラザ サテライト	0555-72-8803	平日10:00～18:30 (職業相談・職業紹介・求人検索は17:15まで) 土曜日13:00～17:00 (職業相談・職業紹介・求人検索を除く) 閉庁日/日曜日、祝日、12/29～1/3、Q-STA休業日
		ハローワーク甲府 職業相談第2部門	055-232-6060 部門コード42#	平日8:30～17:15
		ハローワーク富士吉田	0555-23-8609	平日8:30～17:15
		ハローワーク大月	0554-22-8609	平日8:30～17:15
		ハローワーク都留	0554-43-5141	平日8:30～17:15
		ハローワーク塩山	0553-33-8609	平日8:30～17:15
		ハローワーク韮崎	0551-22-1331	平日8:30～17:15
		ハローワーク鯉沢	0556-22-8689	平日8:30～17:15
		山梨県就農支援センター	055-223-5747	平日8:30～17:00
		山梨県林業労働センター	055-242-6667	平日8:30～17:00
	住居相談	山梨県居住支援協議会	055-243-4300	平日9:00～17:00
		【甲府市内、山梨市内及び笛吹市内の団地以外の団地 並びに貫川団地】 山梨県住宅供給公社	055-237-1656	平日8:30～18:30 (12:00～13:00窓口休業) 日曜8:30～17:15 (月2回、土曜・祝日・年末年始は休業)
		【貫川団地を除く甲府市内、山梨市内及び笛吹市内の団地】 山梨県営住宅管理センター（芙蓉建設株式会社）	055-236-8717	8:30～18:00 (ゴールデンウィーク・年末年始は休業)
		山梨県くらしサポートセンター ※対象は町村部のみ、市部は各市で対応	090-3147-4140 090-4815-4140	平日9:00～17:00

相談内容		相談窓口	電話番号	受付時間
保健医療・福祉サービスに関すること	高齢者相談	山梨県認知症コールセンター	055-254-7711	平日13:00～17:00 (年末年始・祝祭日を除く)
		介護福祉総合支援センター	055-254-8680	平日9:00～17:00 (年末年始・祝祭日を除く)
		甲府市東地域包括支援センター	055-233-6421	平日8:30～17:15
		甲府市南東地域包括支援センター	055-223-0103	平日8:30～17:15
		甲府市西地域包括支援センター	055-220-7677	平日8:30～17:15
		甲府市南西地域包括支援センター	055-220-2315	平日8:30～17:15
		甲府市南地域包括支援センター	055-242-2055	平日8:30～17:15
		甲府市北東地域包括支援センター	055-252-3398	平日8:30～17:15
		甲府市北西地域包括支援センター	055-252-4165	平日8:30～17:15
		甲府市中央地域包括支援センター	055-225-2345	平日8:30～17:15
		甲府市笛南地域包括支援センター	055-266-4220	平日8:30～17:15
		韮崎市地域包括支援センター	0551-23-4313	平日8:30～17:15
		南アルプス市地域包括支援センター	055-282-7339	平日8:30～17:15
		南アルプス市北部地域包括支援センター	055-288-1440	平日8:30～17:15
		北杜市地域包括支援センター	0551-42-1336	平日8:30～17:15
		甲斐市地域包括支援センター	055-278-1689	平日8:30～17:15
		中央市地域包括支援センター	055-274-8558	平日8:30～17:15
		昭和町地域包括支援センター	055-275-4815	平日8:30～17:15
		山梨市地域包括支援センター	0553-23-0294	平日8:30～17:15
		笛吹市北部長寿包括支援センター	055-261-1907	平日8:30～17:15
		笛吹市東部長寿包括支援センター	0553-34-8221	平日8:30～17:15
		笛吹市南部長寿包括支援センター	055-225-3368	平日8:30～17:15

相談内容		相談窓口	電話番号	受付時間
保健医療・福祉サービスに関すること	高齢者相談	甲州市地域包括支援センター	0553-32-5600	平日8:30～17:15
		市川三郷町地域包括支援センター	055-272-1106	平日8:30～17:15
		富士川町地域包括支援センター	0556-22-4615	平日8:30～17:15
		早川町地域包括支援センター	0556-45-2363	平日8:30～17:15
		身延町地域包括支援センター	0556-20-4611	平日8:30～17:15
		南部町地域包括支援センター	0556-64-4836	平日8:30～17:15
		富士吉田市地域包括支援センター	0555-22-1111	平日8:30～17:15
		富士吉田市地域包括支援センター ランチすこやか	0555-21-1213	平日8:30～17:15
		富士吉田市地域包括支援センター ランチなごやか	0555-24-7088	平日8:30～17:15
		富士吉田市地域包括支援センター ランチほがらか	0555-24-5334	平日8:30～17:15
		富士吉田市地域包括支援センター ランチさわやか	0555-22-4111	平日8:30～17:15
		都留市地域包括支援センター	0554-46-5114	平日8:30～17:15
		大月市地域包括支援センター	0554-23-8034	平日8:30～17:15
		上野原市地域包括支援センター	0554-62-3128	平日8:30～17:15
		道志村地域包括支援センター	0554-52-2113	平日8:30～17:15
		西桂町地域包括支援センター	0555-25-4000	平日8:30～17:15
		忍野村地域包括支援センター	0555-20-5211	平日8:30～17:15
		山中湖村地域包括支援センター	0555-62-9976	平日8:30～17:15
		鳴沢村地域包括支援センター	0555-85-3081	平日8:30～17:15
		富士河口湖町地域包括支援センター	0555-72-6037	平日8:30～17:15
		小菅村地域包括支援センター	0428-87-9321	平日8:30～17:15
		丹波山村地域包括支援センター	0428-88-0211	平日8:30～17:15

相談内容		相談窓口	電話番号	受付時間
保健医療・福祉サービスに関するこ と	障害者 相談	山梨県障害者相談所	055-254-8671	平日8:30～17:15
	依存症 相談	山梨県立精神保健福祉センター (依存症相談窓口)	055-254-8644	平日8:30～17:15
		山梨県中北保健福祉事務所 地域保健課	0551-23-3448	平日8:30～17:15
		山梨県峡東保健福祉事務所 地域保健課	0553-20-2752	平日8:30～17:15
		山梨県峡南保健福祉事務所 地域保健課	0556-22-8158	平日8:30～17:15
		山梨県富士・東部保健福祉事務所 地域保健課	0555-24-9035	平日8:30～17:15
		甲府市健康支援センター (甲府市保健所)	055-237-5741	平日8:30～17:15
	薬物乱用 防止相談	山梨県福祉保健部衛生業務課	055-223-1491	平日8:30～17:15
	薬物乱用 防止相談	山梨県中北保健福祉事務所 衛生課	0551-23-3071	平日8:30～17:15
		山梨県峡東保健福祉事務所 衛生課	0553-20-2751	平日8:30～17:15
		山梨県峡南保健福祉事務所 衛生課	0556-22-8151	平日8:30～17:15
		山梨県富士・東部保健福祉事務所 衛生課	0555-24-9033	平日8:30～17:15
非 行 少 年 に 関 す る こ と	非行防止 相談	山梨県中央児童相談所	055-288-1561	平日8:30～17:15
		山梨県都留児童相談所	0554-45-7838	平日8:30～17:15
		やまなし子供SOSダイヤル (24時間子供SOSダイヤル)	0120-0-78310 なやみきょう	24時間
		ヤングテレホンコーナー	0120-31-7867	平日8:30～17:00
		甲府少年鑑別所 (法務少年支援センター甲府)	055-241-7747	平日9:00～16:30
暴力団関係 相談		山梨県警察本部刑事部 組織犯罪対策課 暴力団排除係	055-221-0110 (内線4426)	平日8:30～17:15
		公益財団法人 山梨県暴力追放運動推進センター	055-227-5420	平日9:00～17:00

山梨県県民生活部県民生活安全課